

新制  
文  
135 函

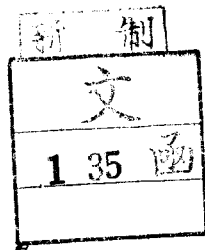
宋代仏教社会史研究

三

竺  
沙  
雅  
章

宋代佛教社會史研究

竺沙雅章



第六章

方臘の乱と喫菜事魔

## 一、はしかき

中国の歴史学界では、かつて中国史上の「農民戦争」と宗教との関係について論議を呼んだこと<sup>(1)</sup>があった。そこでは後漢の太平道、五斗米道から清末の拜上帝会まで、反乱と関係のあった各種の宗教を取り上げられて、それらの宗教にもともと革命的要素を備っているのか、それらの經典の中に革命思想が含まれているのか、それらのかいど、農民戦争に果たした宗教の役割や邪教の性格など、論



いられた。しかしそのした論争にもなつて、  
個々の宗教反乱や邪教についての実証的研究  
が深められたわけではなかつたので、やはりし  
もみのりのある成果を挙げなかつた。

もとより喫菜事魔もその邪教の一つとして  
取り上げられ、喫菜事魔即マニ教とみて、マ  
ニ教々義についても論じられた。これは邪教  
として注目されるのは、何よりも方臘の乱を  
おこした宗教とみられてきたからである。周  
知のとく、方臘の乱は北宋末の宣和二年（

一一二〇) 十月に睦州青溪県の方臘が起つて、  
 自ら聖公と号し、年号を永樂と改め、兩浙、  
 江東の六州五二県を荒らしまわつて、朝廷を  
 大いに震駭せしめた反乱である。この乱は、  
 四川におこつた王小波、李順のいわゆる均産  
 一揆、湖南の鍾相、楊么の乱とともに宋代の  
 三大農民起義とみなされて、近年とくに關心  
 を集めて多くの研究があり、日宋代三次農民  
 起義史料彙編<sup>(2)</sup>という史料集も中国から出版  
 されている。ところどころの反乱は、喫荼事魔

すなわちマニ教徒である方臘のその組織を利  
用しておこした宗教反乱とされ、この反乱を  
扱ったこの論文、解説もその一節に喫荼事魔  
の項をまてて、マニ教の中国伝播と宗教内容  
について概述しており、右の史料集も、敦煌  
出土のマニ教經典断简まで収載してゐる。  
しかし、これらの論文に引用する史料からても、  
方臘が喫荼事魔の徒でありマニ教徒であった  
という確認は得られないのである。すなわち陳  
垣もまた、「摩尼教入中国考」において、方

臘かマニ教徒であつたかどうかは明らかでない、と記してゐる(3)。

そこで結果として、方臘はマニ教徒であつたのかどうか、マニ教徒であつたかどうか、は、猾はどのような宗教を反乱に利用したのか、また後に方臘かマニ教徒とみなされるようになったのはどうしてか、といつて検討してみなければならぬ。本章ではまづ方臘の乱に関する文献をあらためて吟味し、それそれの零細な記述を用いて、方臘の乱における宗

教の役割を探つてみよらと思ふ。

〔補〕 本章は『東洋史研究』三二―四（一九七四年三月）に掲載した論文に基づいてい  
る。その時点では、方臘はマニ教徒なりとする  
説が、中国でも日本でも、自明のこととして横  
行していた。それに対して、旧稿はこの  
点に関する既出史料を見直すべきこと、関連  
史料の発掘に努力することの必要を提唱する  
意図をもって、書の内容たものである。幸い、  
最近になって中国では、筆者の望んでいた方

向の研究が相継いで発表されるようになった。  
 まれに日文物品一九七四—一一に、方臘は睦州  
 青溪土著の漆園主ではなくて、歙州から遷居  
 して青溪方氏の雇工となった者とする新史料  
 可桂林方氏宗譜に紹介されて、方臘の出自  
 に関して波紋を投げかけた<sup>(4)</sup>。一九七九年にな  
 ると、方臘の乱の主要史料とみなされてきた  
 可青溪寇軌の編纂者とその史料価値をめぐ  
 る三つの論文が発表され、筆者の旧稿で提出  
 した問題をさらに深めることになった(後述)。

また、歴史研究 1979-19 に掲載された  
朱瑞熙「論方臘起義与摩尼教的关系」という  
論文は、筆者とほぼ同じ史料を用いて、方臘  
はマニ教徒ではなかつたという、同じ結論に  
達している。もちろん部分的には筆者と見解  
を異にするところがあるけれども、大筋にお  
いてその論旨は旧稿と一致する。

このように、かつて筆者が目指したと同じ  
方向の論文が続々と出てくると、旧稿はいさ  
さか色あせたものとならざるをえない。これ

らの論文に依って訂補すべき点も少なくない。  
 そうした全面的見直しは後日に期し、本章  
 では、旧稿の方臘の乱研究史上に占める位置  
 を明らかにしておくため、<sup>旧稿の</sup>部分的な補正、前  
 章との調整だけにとどめ、大方の批判を待つ  
 こととする。

## 二、方臘の乱の史料

方臘の乱に関する重要史料は、前掲『宋代  
 三次農民起義史料彙編』に収録されているが、



その編集ははなはだ杜撰であつて、この乱の諸史料についても史料吟味はまゝにたゞ行われ、  
ておらず、たゞ反乱に関する諸記録を漫然と羅列したにすぎないものである。また近年の關係論文でも、その如きの史料価値を充分に検討してゐるようには思われないので、始めに主要史料の若干について検討しておきたい。  
まが当代の歴史書 日通鑑長編紀事本末 日以下、紀事本末、日宋会要輯稿 日宋会要、日皇朝編年綱目備要 日二八（綱目備要）

曰皇宋十朝綱要(一八)十朝綱要(二)云云に曰  
 東都事略(三)曰宋史(四)などの二の乱に關する記  
 述は、その水知れに記事の疏密の差はあつても、  
 内容に重要な相違はない。そのほかで反乱の  
 経過を日々とに記録してゐるのは、紀事本末、  
 宋会要として十朝綱要であるが、ただ十朝綱  
 要の宣和三年三月の条は、曰廿四史朔閏表(五)  
 が指摘するごとく、丙申朔を丙戌に誤まつて  
 いる。またこの月に丁卯の記事まで載せるが、  
 丙戌朔とすれば丁卯は四十三日、丙申朔とし

ても三十三日となつてしまふ。したかつて少  
なくとも三月の条については、本書は信用し  
がたい。

方臘の事迹とまとめたものに曰青溪寇軌と  
と曰青溪弄兵録との兩種があり、この二の研  
究では必ず引用せしめる文献であるが、実は兩  
書とも編纂物である。

曰青溪寇軌とは書目類にも宋方勺撰となつ  
てゐるが、実は方勺曰泊宅編と、関名曰容齋  
逸史ととくに附録として莊綽曰雞肋編とこれ

といの中から、方臘関係記事を録出したもの  
 である。その編者について、四庫提要は  
皇海類編の編者曹溶とするが、陶宗儀考  
 説部以下、明代の叢書にすむに収録するの  
 で、編纂時期はさうに遡るとみられる。(5)しか  
 し正確なことは分らない。そのうえ、その  
 書に依拠した泊宅編等にも問題がある。  
泊宅編の撰者方勺は婺州の人、のちに  
 湖州烏程県の東数十里にある泊宅村に買田寓  
 居して、みおから泊宅少翁と号した。この書

はその時期の著述で、主に北宋後期の軼事を  
記録する。ことに方臘の乱に關する文章は、

同時代人の記録として早くから注目されたも  
のである。しかし、現存の『泊宅編』には三

卷本と十卷本とがあり、明末清初はもっぱら

三卷本が行われ、『四庫全書』もこれを收め

た。『青溪寇軌』に録出する『泊宅編』の方

臘記事もやはり三卷本（巻下）である。その

後、嘉慶中に石門顧氏が明隆慶四年錫山秦汝

立旧蔵の宋刊十卷本を入手して『鏡畫齋叢書』

に三卷本ととも<sup>(校)</sup>に刻し、ついでに金華叢書に  
 にも両本併せて刻入された。三卷本と十卷本  
 とでは項目に出入があるほか、同一項目につ  
 いても文字の異同が多く、四庫提要に指  
 摘するのとく、三卷本には後人の臆改が加え  
 られており、十卷本に従うべきである。方臘  
 の乱については、三卷本から録出された<sup>(青)</sup>  
 漢寇軌の記事はなくて、十卷本に泊宅編<sup>(五)</sup>  
 に依らねばならないのである。三卷本に後人  
 の武断臆改が加わっていることは、つぎの点

たりて知られる。すなわち喫荼事魔を説明し  
た一節に、十卷本では、

有以其疑似難識、欲痛絶之、恐其滋蔓、  
因置而不問、馴致禍变者有之。有捨怯令、  
一切弗問、但魔迹稍露、則使属邑盡驅之  
死地、務絶其本根、肅清境内、而此曹急  
則掘邑聚而反者有之。

とあるのに対し、三卷本では「者有之」の  
ところから「は」を省く「則陳光之於方臘是也」  
「則  
越并劉韜之於仇賊是也」と敷衍され、さらに

後者にはほつ仇破剡鼎、新昌、上虞凡三果しとの  
 雙行性を付さねている。つまり、三巻本に  
 よれば、方寸は方臘と仇賊すねおち仇道人と  
 を、且もに喫菜事魔とみなしていたことには  
 り、方臘かマニ教徒であつたとする有力な証  
 拠にたるか、十巻本ではそのように断定はし  
 ていないのである。三巻本のこの部分に、後  
 人の加筆であることは明らかである。また  
 三巻本で「喫菜事魔」と記しているところが、  
 十巻本では「蔬食事魔」とあり、南宋初期、



一般にはまた喫荼事魔の語の熟していぬかつ  
たこととを物語る。なお、陳光といふのは三卷  
本<sup>四</sup> 怕宅編にのみ出てくる反乱当初の青俣  
景の知景である。すなわち三卷本の「知景事  
承議郎陳光不即鉏治」とあるが、十卷本はた  
だ景官とのみあつて、その名を去すか、他の  
史料にも陳光のことには出ていない。

可 青俣寇軌に収める第二<sup>較</sup>は、「容齋逸史」  
で始まる部分であり、その中に、方臘の快起  
前夜の様子と描字した「漆園誓師」とよぶ小

る記述がある。すなわち、方臘が悪少の尤たる者百余人を召して酒宴を開き、宴たけなわのころ、方臘が起ちあひつて、朝廷の苛政に抗議し、軟弱な外交政策を非難して、快起を呼びかけるると、同席の者はこぞつてこれに賛同したというもので、方臘のアピールはこの反乱の目的とあらわすものとして、論文等には必ず引用される文章である。しかし、容斎逸史なるものの素姓が明らかでない。容斎といふは、容斎隨筆、容斎詩話等の著述

て有名な洪邁を思い浮かべるが、どうも彼の  
ことについてはいい。この文の末尾に「泊宅  
翁が寇軌を著わした時には、蘄王（韓世忠）  
がまだ著名ではなかった、」泊宅翁は  
彼の武勲を略して書かれた。また当時、  
宰臣の多くがたお朝廷におり、方臘らの陰謀  
の言葉は差しさわりがあったので、削って載  
せられた。吾はとくにこれを記録して、後  
世の政治を行なう者への教戒としたいとあり、  
この部分は後代の人々、野史などに基がない

新たに撰述したもののようである。(6) ともあれ  
 「漆園誓師」の部分は、乱後しばらくして書  
 んだに他の部分に比べて、はるかに史料価値  
 値は劣る。

「青溪寇軌」の附録部分は、南宋の莊綽「  
 雞肋編」から録出したものである。撰者莊綽  
 の姓名行履に関する「四庫提要」の誤りにつ  
 いては、余嘉錫の「<sup>(7)</sup> 辨証」がある。その考証によ  
 るに、莊綽は字は季裕、泉州惠安縣の人、紹  
 興元年（一一三一）に通判建昌軍、同六年に知

南雄州を歴任した。曰青溪寇軌に録出した部分は曰維助編に卷上の事魔食菜(曰青溪寇軌には喫菜事魔に改める)の条であるが、その文末に「余(莊綽)かこれを書いてから一年たたないうちに、衢州開化県の余五婆なる者が「事魔食菜」と告発されて、嚴州遂安県の白馬洞の繆羅の家へ逃げ、追捕されると陰によつて抵抗し、官吏を殺害した云々」との附記がある。前述のごとく、繆羅の乱は紹興三年(一一三三)三月から五月にかけて起こったの

であるから、この事魔食菜の文章は前年の紹興二年中に建昌軍（江西）で書かれたものであることと分かる。つまり、方臘の乱後わずか十年である。ただしこの文章は乱の経過を叙述したものではなく、日青溪寇軌に附載されたのは、文中に「睦州方臘の乱に、その（事魔食菜）徒相煽して起つ」とあるからである。

一方、日青溪弄兵録には南宋の王彌大の撰述とされているが、この書も編集物であって、

十卷本曰泊宅編曰の方臘記事と曰國朝統會要曰  
卷二五三、出師門の方臘の条とを録出したも  
の、末尾に嘉泰元年（一二〇一）の王彌大の  
附記がある。後者は元豐元年（一〇六一）に神宗初  
より靖康末年までの會要であつて、曰乾道統  
四朝會要曰とも呼ばれる。<sup>(8)</sup>ここに録出した文  
章は、いまの曰宋會要曰兵、討叛、方臘の条  
に當り、字句の異同もきわめて少ない。す  
でに曰泊宅編曰曰宋會要曰が現存する以上、こ  
れはあらためて参照する中要のない書である。

同時代人の文集のなかでは、日史料彙編に  
 収載されたもののほかに、李綱曰梁谿先生全  
 集中の講文が重要である。李綱（一〇八三—  
 一一四〇）は宣和元年、京師の大水に際して上疏  
 し、盗賊外患に対する政策を講ぶべきことを  
 求めたことから、執政者の怒りに触れ、監南  
 劍州沙湍税務に貶謫された。翌二年、罪を許  
 されて、父親らに住む梁谿の無錫に帰るべ  
 く北上したが、その途上でこの乱に遭遇した  
 ため、迂回して饒州から池州に達し、二カ月



ほかにかかつてようやく金陵に到達した。彼は  
そこで太宰王黼、門下侍郎白時中、少傅鄭居  
中、中書侍郎馮熙載、尚書右丞王安中、梅執  
礼、程振ら当局者や知人に「方寇を論ずるの  
書」を送つて、その対策を進言した（全集一  
〇八、一〇九）。これは宣和三年正月、方臘軍が  
杭州を占拠し、秀州に侵攻していた時であつ  
た。王黼に上つた書に、

某、饒、信諸州を巡回すること凡そ兩月  
余、方寇の事に於て、親しく探報を見、

及び伝聞より得て、実に詳悉せり。

と記してあり、揮報と伝聞とによるとはいへ、  
 この乱について書かれたものとも早い記録で  
 ある。一方、彼は梁谿に居る親族の安否を気  
 遣つた詩も多く作つてあり、この乱に遭遇し  
 た士大夫の心情をうかがふことかできる。

### 三、方臘の乱と宗教の関係

以上に挙げた諸史料はすべて、方臘の乱が  
 宗教を利用して民衆を糾集した反乱であつた

といふ矣。一致してゐる。その例を挙ぐると、  
つきのごとくである。

一、睦州青溪県に洞有りて幫源と曰う、広深  
約四十余里あり、羣不逞、往々其の間に  
囊橐す。方臘なる者、因つて妖術を以て  
之を誘ひ、兇党稍や集る。是の月丙子、  
里正の方有常を殺し、火を縦はなつて大掠す。  
還りて幫源に居り、其の党をして四出侵  
擾せしめ、星雲神怪の説を鼓扇して、以  
て衆聽を眩惑す。之に従う者、巧人にちか幾

し（紀事本末）。

2、睦州青溪県の妖賊方臘、幫源洞に拠りて、  
僭号改元し、妖幻を妄称して、兗党を招  
聚し、分道剽劫す（宋会要）。

3、方寇なる者、本より狂愚無知の民にして、  
妖教を伝習し、神奇に假りて、以て衆を  
惑へ惑しわしめ、遂に僭逆を謀れり（梁  
谿全集一〇八、上門下白侍郎書）。

4、睦州青溪県場村居人方臘、左道に託して  
以て衆を惑わす（泊宅編）。

右の諸例はいかにも、方臘が妖術を伝習し、  
之れを用いて民衆をひきつけ、拳兵に従わせ  
たと記す如、その妖術、妖教がいかにゆる喫菜  
事魔という宗教であつたとは、まづたゞ書か  
れていない。その点は、陳垣が指摘したとお  
りである。もつとも、記録する側が叛徒の宗  
教を正確に識別せず、あるいは探知できずに、  
一般的に妖教と記す場合も考えられ、喫菜事  
魔あるいは魔教の語が用いられていないこと  
から、方臘らとその信徒でなく、たゞは断

言ひまはいいであらう。しかし曰泊宅編正は、  
 方臘を「左道に託して以て衆を惑わす」とす  
 るのに対して、呼応して蜂起した越州剡県の  
 仇道人は「魔賊」と記しており、後掲の樓鑰  
 の文章でも、台州名師囊のみ「魔術を以てし  
 起こつたとあり、当時から妖賊と魔賊とを区  
 別して記録していたようである。また曰雞肋  
 編正事魔食菓の条にも、

而して近時、事うる者益々衆く、福建よ  
 り流出て温州に至り、遂に二浙に及ぶと

云う。睦州方臘の乱に、其の徒は如何に  
相煽して起つ。

と記され、ここでも方臘自身が事魔の徒であ  
つたとは述べられていない。その乱に呼応し  
て、事魔の徒が各地で蜂起したといつてい  
は方臘にたい。

方臘が喫茶事魔や白やちマニ教の徒でなか  
つたとすると、彼が伝習した左道、妖術とは  
どのようぬものであつたろうか。もとより明  
確にそのを説明した史料はないが、断片的な

諸記録のなかから若干の手かりは得られる。  
 まわし宋会要曰兵、討叛、方臘の条に引用す  
 る江南東路転運副使曾昇の奏文に、  
 訪聞したるに、賊徒多しと雖も、全く器が  
 械き少なく、惟だ人衆を以て援と爲す。本  
 (江南東)路遣わす所の官兵は、各々器  
 械を持つも、賊徒は独ただ数百人を以て、前  
 後より拳を奮い、輒ち官兵を困こしむ。童  
 子、婦人前に在り、飾るに丹黛を以てし、  
 假りて妖怪と爲し、以て我が師を驚かす。



復た巢穴に在つては、四向に陰を設け、  
陰かに陷窞を爲る。又、長人を爲り、大  
衣を服せ、機関からくりを作つて以て動かし、上  
に矛戟、旗幟を執り、飾るに丹黛を以て  
して、鬼神の貌を爲り、以て官兵を惑わ  
すも、皆畏るるに足らぬ。必ち道路を執  
知せる人を得ば、即ち進入すべし。

と、反乱軍の様子を詳しく報告している。同  
じような情景は日泊宅編には、彼らは「甲冑  
なく、ただ鬼神詭祕の事を以て相扇誅す」と

みえる。また反乱軍が巧妙に陽動作戦によつて官兵を撃破したことは、李綱の上書のなか

に、  
おとり疑兵を設け、江より潮に乗りて下せば、

統兵者、衆を恚して之を捍ぐ。賊は山径より虚を擣ついて以て入り、遂に錢塘を陥る（全集一〇八、上王太宰論方寇書）。

と記されている。さうした妖怪や鬼神に化け、落し穴を設けたり、おとりの兵を放つたりして官兵を眩惑した方臘軍の活動は、官軍側に

それかまましく妖賊と思われたであろう。蜂  
起した民衆も、強力な官軍をたやすく蹴散ら  
す妖怪鬼神の威力や靈験を信じて、奮い立っ  
たものと想像される。

一方官軍側でも、賊が攻めてきた時、たち  
まち神兵が現われて賊軍を撃退させ、乱後と  
の神が廟祀されたという記事が、南宋の地方  
志に多くみうけられる<sup>(9)</sup>。この地域は一般に「  
尚鬼好祀」の地であり、反乱軍も官軍も、こ  
の土地の習俗、民衆の信仰を巧みに利用して、

民衆や兵士を鼓舞し士気を高めたのである。

反乱軍の特徴を示すいま一つの史料は、楼

鑰 攻媿集 七三「跋先大父徽猷閣直学士堇

中のつきの記事である。

少くして処州に随侍し、聞くなり、其

の処〔州〕に来るや、止だ数舟を以て、百

余人を載せ、絳帛を首ミウヘに帟まま、鏡を上

に帯ひ、日光に照耀させて、龍泉山の間

より、鉦鼓を乱鳴し、流水に順したみつて下る

と。

この賊というのは、方臘の部将洪載が率いる一隊である。吳晗は、鉢巻の上に鏡をつけたのは、彼らが明界を希求するマニ教徒であったからであると解しているが、しかし右の文章に「つづいて、

温（州）は則ち必賊の洪再（載）其の徒を以て来攻せしめ、其の西は呂師囊、魔術を以て台（州）の仙居より発す。

とあり、呂師囊を魔賊とするのに対して、洪載の方は単に賊とのみ記していて、樓鑰は後

者と事魔の賊とはみていない。しかも洪載に  
ついては、つきのような史料もある。

臙賊の党洪載、果たして松陽を道へ、郡  
城を襲撃し、大家の財を刳取して、散じ  
て以て衆を募る。又妖術を以て郡民を<sup>ま</sup>惑<sup>い</sup>  
かし、円鏡を<sup>つこえ</sup>は案の上に置いて曰く、以  
て人の罪業を照らすべしと。即ち改出し  
て肆に屠戮せり（韓元吉「南澗甲乙稿」  
一九、処州東巖梁氏祠堂碑銘）。

この「人の罪業を照らす」円鏡とは、仏典

に説く業鏡のことである。業鏡というのは、  
衆生の善悪の業を写し取る冥界の鏡である  
と<sup>(11)</sup>いひ、冥途で閻羅王の審判を受ける時、亡  
人は業鏡によつて先世の所行の善悪を知らさ  
れると<sup>(12)</sup>信じられていた。宋代の例では、紹  
熙のはじめ、胡大本が半山の仏王堂に休息し  
てゐると、庭に二人の道人が現われた。その  
一人は青銅鏡を佩がていた。胡大本が彼に鏡  
を何に用いるのかと問うと、「これは業鏡と  
名づけるもので、これでは人を照らすと、終身

の貴賤寿夭が分かるしといふので、一照を求めたところ、半明半暗であつた、その話がある（夷堅三志己六「半山兩道人」）。したがつて洪載の一隊が鉢巻の上につけた鏡といふのも業鏡であり、官吏や富人の悪業を照らし出して、彼らを屈伏せしめる意味をもつていたのである。洪載だけではなく、方臘の謀主であつたという陳箬桶もまた、

自ら聖公の陰兵と号し、鏡を執つて人を照らし、凡そ用心臧よからざる者は、皆之



に照見すと謂う。百姓竄走し、方に山林に伏匿するや、其の鏡を持って四出し、人に謂いて曰く、我已に盡く見ると。愚民畏懼して、皆出でて擒に就く。周南曰山房集八、雜記(13)。

とあり、彼は鏡で民衆を糾合したという。

業鏡とは曰い加、方臘自身も鏡を利用して祥瑞を示し、民衆を畏服せしめていたらしく、  
可朱子語類四 一三三「盜賊レに、

臘の婦、紅妝盛飾して、后妃の象すゝめの如し。

鏡を以て胸懷の間に置き、日中に就おいて  
 行けば、則ち光彩爛然たり。靈まい伝えて  
 以て祥瑞となす<sup>(14)</sup>。

とあるのみ、その例である。

古来、洋の東西を問わず、鏡は宗教活動あ  
 るいは信仰生活と密接に結むついた道具の一  
 つであり、中国でも宗教指導者が鏡の靈驗、  
 効能を利用して信徒を獲得することば珍しく  
 なかつた。ことに宗教反乱の首謀者が鏡を使  
 つて民衆をひきつけ反徒を糾合したと伝つえる

ものがある。その一つは、隋の宋子賢の場合  
である。宋子賢は幻術を善くし、毎夜、樓上  
に光明を放つてそれと仏の形に変え、自ら彌  
勒出世と稱していた。また大鏡を堂上に懸け  
て、来礼者があると、その人の姿と蛇や獣の  
畫とを鏡に映し、蛇や獣はその人の罪業の表  
われであると言つて念仏をすすめ、日に數百  
人千人といふ信者を集めた。その果てに反乱  
を謀り、大業九年（六一三）挙兵して煬帝の怒  
撃を蒙つたが、未然に事が露見して果たせな

かつた<sup>(15)</sup>（隋書二三）という。この宋子賢の場合  
 も、業鏡の理によつて民衆を惑わしたのであ  
 る。降つて日聊齋志異四六〇白蓮教によれ  
 は、白蓮教首の徐鴻儒は陰かに不軌を懐いた。  
 その一鏡をとり出して、人の生涯を映すこ  
 とをひきるといひ、それを庭に懸けて、人々  
 に自分の姿を映させたところ、幞頭紗帽、縷  
 衣、貂蟬などをつけた、さまざまの姿が現わ  
 れ、人々はますます怪しみ驚いた。その話が  
 遠くまで聞え、かくかくと鏡に映したとい

う人々おびやうてきた。そこで徐鴻儒は「およ  
そ鏡中の文武の高官は、みな如来仏の龍華会  
中の人と注<sup>さだめ</sup>定<sup>め</sup>られた人である。おのおの努力  
して、<sup>しりぞみ</sup>退縮<sup>し</sup>してはならぬ」と宣言した。そ  
して彼は民衆に向って自分の姿を映すと、冕  
旒龍袞をつけたいかめしい王者の姿であった  
ので、民衆はそれを見て驚き、とくとみ水伏  
した。彼はそこで旂を建て鏡を秉って出陣す  
ると、誰もか喜び勇んで水に従い、鏡に映  
った姿に符合したいと願った。数月たためる

ちに、集つてきた徒衆は万をかぞえた(16)とある。鏡を使つて徒衆を集めた矣で、宋子賢や方臘とその都將たちと共通するものがある。

方臘と仏教の關係を示すいま一つの手がかりは、宝誌識記である。曰泊宅編に、沙門宝誌の識記を以て愚民を誘惑し、貧乏遊手の徒、相承けて乱をなす。

と記すの如きものがある。沙門宝誌は南朝の齊梁時代に活躍して、梁武帝の尊崇をうけ、神異の僧として知られた。その種々の奇行靈跡

はたかく後世に伝之りて、僧伽信仰如くと  
ともに、宝誌の信仰がひろく民衆の間に浸透  
したといわれる<sup>(17)</sup>。彼は好んで識記をつくり、  
予言者として信奉されたが、たかでも皇統の  
寿夭を予言する識記が王朝の成立期にもては  
たされ、とくに五代宋初のころに盛んであつ  
た。すなわち民間で誌公銅牌なるものを得た  
ものかあつたか、それには「有一真人起冀州、  
開口張弓在左辺、子子孫孫保永年」と記され  
ていた。それを知つた江南國の李主は子に弘

冀と名づけ、吳越国錢氏の諸子もみな弘字を  
 連ねて、この識記に応ずることとを期待したか、  
 天下をとつたのは宋の太祖趙匡胤であつた。  
 趙匡胤の父方胤は宣祖の名弘殷か、まさし  
 く宝誌の識記に符合していたのである。曰  
 祖統紀曰四三は、この記事の出典を宋初の宰相  
 趙普の曰皇朝龍飛記曰（佚）としてゐる。  
 また真宗朝の楊億曰楊文公談苑曰（重較談部  
 一六所收本）「銅牌記」にも、これとはほぼ同  
 文が載せられてゐる。ところか南宋の岳珂曰



程史曰「藝祖禁識書」には、開口張弓の識  
を唐李淳風曰推背圖曰のものとしてあり、後  
代の現存曰推背圖曰にもこの識記を載せてい  
るので、南宋以後はこれを李淳風の予言とみ  
たすようになったようである。(18)

ついで太宗の太平興国年間になると、各地  
から種々の瑞祥の物が献上されたが、その一  
つは、太平興国七年（九八二）に舒州（安徽）  
で発見された詠石にある。おなじく懷寧県  
の人柯夢が異僧に逢い、宝を取りに万歳山に

往つて、僧の指示で古松の下を掘つたところ、  
 吾觀四五朝後、次丙子年、趙号太平、二  
 十一帝、社稷永安。

との梁誌公記を刻した勅石を得た。異僧は忽  
 ち貝えなくなつた。太宗は、舒州より献上さ  
 したこの瑞石を覽て、敬歎やまなかつた（仙  
 祖統紀四三）。

ここに注目されるのは、「丙子に次る年」  
 というのが太祖即位の建隆元年（九六〇）の  
 ことではなくて、太宗が即位した太平興国元

年（九七六）であり、この讖記は太宗を宋朝  
開国の帝王としていふ点である。太祖から太  
宗への帝位継承については、さまざまの風説  
が行われ、千古の謎とされていふが、拙著『  
宋の太祖と太宗―変革期の帝王たち』（清水  
書院、一九七五年）で述べたこととく、実は太  
宗が強大な勢力を背景にして帝位を奪取した  
、いわば一種の「小革命」であつたとみられ  
る。この讖記もそのことを裏付ける一つの資  
料といふことになり得る。それとも、この

黜石が發見された太平興國七年といふのは、  
 帝位継承権を有する太祖の子德昭と德芳とが、  
 その前年までに死去しており、太宗の弟であ  
 る秦王廷美がこの年に左遷されて、太宗の地  
 位をおかやかす恐れのある者はことごとく一  
 掃され、彼の地歩が完全に固まった年である。  
 そのような時期に、皇統の永安を予言した室  
 誌識記の石が發見されたのは、単なる偶然と  
 は考えられぬ。その裏に政治的な意図、な  
 いしは演出があつたと思われぬ。

この黝石は他の種々の瑞物とともに宮中に  
蔵置された。大中祥符五年（一〇一三）、真宗は  
この石を近臣に示して、みおみり詩と賛をつ  
くり、「神告帝統石」と名づけた。また誌公  
に道林真覺と加諡し、誌公の名を指斥するこ  
とを禁じ、宝公と号せしめた。さらに宝誌を  
葬る金陵鍾山の開善寺（梁の天監十四年創建）  
は、太宗の時に太平興國寺と改題されて国家  
の保護をうけ、神宗の熙寧末年、金陵に隱棲  
した王安石もまた資産金帛を施捨し、諸小刹を

併せて大判にしたと伝ふる（至正金陵新志二）  
 前章に述べたように、この寺は王安石の墳寺  
 でもあった。

降つて元代では、文宗が太平興国寺を重建  
 するとともに、大崇禧寺を創建し、宝誌に道

林真覚慧感慈応普済の号を加えた。虞集の碑

文(20)によれば、宝誌は「わが国家の神化を相たすけ、

以てわが民を覆護し、水旱疾疫に凡そ禱る

ことありし、願いに随つて輒ち応おるとい

う、民衆の苦難を救い、国家の教化を助ける

神であった。さらに明代では、洪武帝の登極  
お誌公の識に符合するといふ解釈ひなされて  
いた（金陵瑣事一、誌公識）<sup>(22)</sup>。

このように、宝誌は宋代以後の各王室の厚  
い保護をうけ、王朝支配を助ける神僧として  
崇拜されてきたのであり、王室との結がつき  
が宝誌信仰の一つの特色である。とくにその  
識記は、王権の権立に貢献するものであった。  
とこそで方臘加蜂起にあたって掲げたとい  
う宝誌識記とは、このような内容のものであ

ったのだからか。宋初の讖記から推測すると、  
 宋室趙氏が亡んで方氏が天下をとる、という  
 ものであつたに相違ない。方臘は<sup>自ら</sup>聖公と号し、  
 永樂と改元したから、その僭号の正当性を宝誌  
 讖記のかたちで宣伝したのである。しるべき  
 れは、金陵に近く、宋初の故事を知り当時の  
 江南の民衆を信じ込ませるのに、効果がある  
 アピールであつたと思われる。従来まつたく  
 注意されていなかったが、方臘の亂の「革命的」要  
 素としては、まさにこの宝誌讖記を挙げるべき



であらう。(23)

われわれは方臘の乱における宗教の役割に  
ついて、業鏡と宝誌識記とに注目して、その  
意味するところを探つてみた。この二つは、  
昔に仏教信仰に由来するものであることは、  
いうまでもない。つまり、方臘の「妖教」は  
、少くとも仏教を採り入れたものであつた。  
だゝといつて方臘が仏教信者であつたと主  
張するのはない。他の史料では、彼は「星  
雲神怪の説を鼓扇し、鬼神詭秘の事を以て

L 眩惑したとある。それらの具体的にどのよ  
 うなものであったか、は分からぬが、恐らく  
 彼は、この地方の民衆が日ごろ信奉する雑多  
 な土俗信仰や神異を利用したのであらう。そ  
 うでなければ、たちまちにして幾ら幾十町と  
 いう民衆をひきつけ、糾合するとはなげ  
 かつたであらう。業鏡や宝誌識記といふのも、  
 その中の一つであったとみられるのである。

#### 四、方臘の乱と喫菜事魔の関係

つねに方臘がマニ教徒であったか否かを、  
別の側面、当時のマニ教の流布状況および喫  
菜事魔との関係から検討してみよう。ただし  
宋代のマニ教と喫菜事魔とについては、前章  
で述べたので、ここでは直接方臘の乱と関  
する事柄だけを取上げることにする。また喫菜  
事魔といふのは、必ずしもマニ教だけを指す  
ものではなく、たが、この反乱との関係で出  
てくる喫菜事魔ないし魔教は、一応マニ教と  
して扱う。

前述のごとく、宋代のマニ教は福州、泉州  
 等を中心として、次第に東南海岸に沿って北  
 上し、北宋末期には温州、台州等に伝播して  
 いた。そして宣和二年十一月四日の臣僚の上  
 言によれば、温州等で明教すけわちマニ教徒  
 の伝道活動がきわめて盛んであった。そのた  
 め徽宗の御筆をもちつて、所在官司に命じて実  
 状を徹底捜査させ、齋堂等をすべて毀拆し、  
 首犯者と佞諂によつて処罰するとともに、賞  
 格を立てて告発を許した。

この上言がなされたころ、方臘はすむに聖  
公と号し永樂と改元していた（十一月一日）  
が、なお幫源洞と本拠にして四出侵擾する青  
溪の一盗にすむが、この明教の禁圧とはまっ  
反く関係がたつた。つまり、方臘の乱当初、  
明教すむがちマニ教は温州台州まで伝播して  
いたけ水とも、兩浙一帯にひろく伝わって味  
いぬかつたのである。

やみて方臘の乱が拡大すると、温、台州地  
方の民衆もまた蜂起した。紹興七年十月二十

九日の枢密院の言に、

宣和の間、温、台の村民、多く妖法を学んで、喫菜事魔と号し、衆聽を鼓惑し、

州縣を刻持せり云々。宋会要刑法二一〇。

とあり、温州や台州で蜂起したのは喫菜事魔

と号する妖法を学ぶ村民たちであった。また

洪适「先君述」(盤洲集七四)に、

方臘反し、台へ州しの仙居(県)の民之

に応ず。反党を蹤捕して旁県に及ぶ。一

日、菜食者数百人を駆りて県に至らしむ

るに、丞、尉皆曰く、殺すべしと。先君  
争うも得ず云々。

とあり、方臘に呼応して起った台州仙居の民  
が喫荼事魔の徒であつたことが分かる。とし  
てその首領の一人が「魔術を以て台の仙居よ  
り発した」(攻媿集七三)呂師囊であつた。彼  
に「ついでには、南宋李守謙(即李兼)の「戒事

魔誨十首」の第七首に、

仙居に旧もと祖師堂有り 坐落は当その初の白塔  
郷 眼のあたり見る葉頭の頭落つる地を

今人は呂師囊を説うと諱む。(24)

と、本拠の白塔郷にはもと祖師堂があったこ  
 とを伝之、この土地の人々は彼を事魔の賊帥  
 と認められていたこと知られる。要するに、仙  
 居の呂師囊は当時のマニ教の伝播状説からみ  
 てもマニ教徒に相違なく、台州地方のマニ教  
 信者を糾合して反乱を起こしたものであった。  
 ところで、水滸伝では、彼はもと歙州の富  
 戸であつて、方臘に錢穀を献納したことから  
 東廳枢密使に任ぜられ、方臘の手先となつて、



宋江ら討伐軍を迎え撃つ（百二十回本第百十  
一回）が、実は彼の行跡はわかりか  
明らかでない。ま和宣和三年三月壬辰、  
彼は仙居県を屠り、ついで四月戊辰に台  
州城を攻めたが、通判李景淵に撃ち破  
られた（紀事本末、十朝綱要）。さ  
らに六月辛丑には、姚平仲の追撃を  
うけたので、彼は石城を棄てて遁走し、  
の時部下の太宰呂助らに捕えられた（十  
朝綱要）。その後、月日は不明であるが、  
折可存の追撃を受けた彼は、黃巖（台  
州）の險要に

扱つてはゆしく抵抗し、ついに楊震に生擒さ  
 れた(26) (宋史四四六、楊震伝) という。つまり呂  
 師囊は仙居県から台州城として黄巖県と、台  
 州内を転戦したのであつて、方臘の本隊とは  
 接触をもたなかつたようである。また白岙宅  
 編目には、彼とともに越州剡県の「魔賊」仇道  
 人、方巖山賊陳十四公らのみならず、マニ教  
 温州、台州の諸県を攻略したとあり、マニ教  
 徒とみられる魔賊仇道人も方臘の軍隊とは関  
 係のないものであつた。しかも仇道人が越州ではなく

て温州、台州の諸県を攻略したのには、この地  
方のマニ教信者の支援が得られ小たからである  
う。日 難肋編に「方臘の乱に其の徒処々に  
相煽して起つ」とある其の徒とは、呂師囊、  
仇道人らと指し、その拳兵の地域はマニ教が  
伝播していた温州、台州等であったのである。  
と二三で前述のとく、喫菜事魔の語が初  
めて用いられたのは、現存史料では、喫菜事  
魔の専法制定を求めた宣和三年閏五月七日の  
尚書省上言においてであった。その時、方臘

はすむに四月二十六日に幫源洞において生擒され、反乱の主力軍は潰滅していたが、しかし支党は浙東に散走し、賊勢尚お熾人々紀事本末)であつた。その支党のなかには岩師囊、仇道人も含まれた。彼らはマニ教徒の支援をうけ、民衆のなかには潜伏して、巧姦なケリラ戦を展開していたと思われる。官軍はその討伐に手を焼き、残党を殲滅するためには、彼らを支援するマニ教徒を摘発し弾圧しなけりばならぬとして、喫葉事魔の糸法を

制定するよう求めたのである。

要するに、喫葦事魔すなわちマニ教、明教は、方臘の乱の当時には福建より温州、台州等に伝わっていて、その禁圧令も出されてはいたが、方臘の乱とは直接の関係はなかった。さらに喫葦事魔の条法が制定されたのは、方臘が生擒され反乱の主力軍が潰滅した後のことであった。したがってその条法は、方臘を討伐するためにつくられたのではなくて、温州、台州地方の方臘に呼应して起ったマニ教

徒の反乱、呂師囊や仇道人らと捕え平定する  
 ためのものであった。しかし前述したごとく、  
 喫荼事魔の徒はこの条法を制定された以後に  
 なつて、かえつて増大した。こゝした情勢か  
 らみても、方臘自身、また反乱の主力軍は喫  
 荼事魔すなわちマニ教とは関係なかつたこと  
 を知られるのである。にほ呼応して挙兵した  
 者のなかにはマニ教徒もいた。そこで南宋に  
 なると、方臘の乱は喫荼事魔の反乱とみなさ  
 れるようになったのである。なお宣和三年四

月はじめ、衢州で生擒された賊首に鄭魔王が  
おり（紀事本末、宋会要）、その（喫菜事  
魔）魁を魔王と謂う（雞肋編）ことから、  
一般に彼を喫菜事魔の魁首とみるが、魔王の  
語は仏典に習見し、この稱呼のみからそのよ  
うに断定することはできない。

### 五、方臘の乱の社会的背景

最後に、この反乱の社会的背景、ことに方  
臘の「妖術」に鼓舞されて起ちあがった民衆

の動態に触れておこさう。

反乱の瓷祥地である睦州（乱後に嚴州と改稱）は、曰嚴州図經曰景定嚴州統志曰さら  
 に呂祖謙「爲張嚴州作、乞免丁錢奏狀」に（東  
 萊呂太史文集三）によれば、山谷が州域の八  
 割を占めて耕地はわかか二割にすぎず、しか  
 も地は瘠せ、牛毛のことき苗稼しか育たない。  
 州下六県が上納する粳米の数量は、湖州、秀  
 州など浙西の富戸一戸の收穫量にも及ばない  
 ものであつた。もとより糧食は自給できず、



他州からの供給に頼らねばならなかった。そこで北宋皇祐年間（一〇四九〜五四）以来、鄰の婺州の上供絹三万六千疋を肩代りするかわりに、婺州から米一万五千石の供給を受ける措置がとられてきたが、その水によつても駐在する官兵の糧米を賄うことができず、南宋中期ではなお一万三千一十碩も不足したという。このように恵まれない自然条件のもとで、農民は營々と働きながら、つねに貧窮にあえいでいた。ただ五代以来の開墾によつて、この

地方では、とくに養蠶製糸業がさかんであり、  
 さらに茶、漆、紙、材木等を生産し、これら  
 の産品を錢塘江を下って杭州等に販売して富  
 を蓄積していた。しかしこのような経済体制  
 は、一簡易な政に安んじ、之を擾せば則ち事  
 を生かす（嚴州圍經一）とあるように、国家  
 の収奪がはげしくなれば、直ちに大きな打撃  
 をうける。一漆楮材木の饒を有していたと  
 いわれる方臘が、官司の厭くなき誅求に我慢  
 できず反乱に及んだのも、そのあらわ水であ

つた。もつとも新出四桂林方氏宗譜に從ふ  
方臘は收奪の被害をもちに受ける貧窮の  
雇農といふまゝになる。彼の出身については、  
今後さらに検討すべき問題である。

睦（嚴）州の宋代における社会構成を示す  
ものには、前掲の呂祖謙の奏状がある。この奏  
状は、州学教授であった彼が、乾道六年（一  
一七〇）知州張栻に代わって執筆したものであ  
る（景定嚴州統志三）。その中には、嚴州の丁

籍によつて、管下六県の丁数を第一等戸一第

第一表 乾道六年現在嚴州各縣丁數 (據四縣「乞免丁錢奏狀」)

	建德	遂安	壽昌	分水	淳安	桐廬	通計
	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
第一等至第四等戶	1,849	2,337	977	506	3,650	1,399	10,718
第五等有產稅戶	17,898	8,964	7,629	13,705	8,303	15,480	71,479
無產稅戶	3,822	10,886	4,218	978	18,274	2,018	40,190
(計)	23,569	22,187	12,824	15,189	30,227	18,897	122,387

第二表 乾道六年現在嚴州各縣丁數比率 (據第一表)

	建德	遂安	壽昌	分水	淳安	桐廬	通計
第一等至第四等戶	8%	11%	8%	4%	11%	7%	9%
第五等有產稅戶	76	40	60	90	28	82	59
無產稅戶	16	49	32	6	61	11	32

四等戸、第五等有産税戸、無産税戸に分類集  
 計した数字が掲げられてゐる（第一表）。呂  
 祖謙の説明によれば、合計七万余の第五等有  
 産税戸といふのは、一名は有産と爲すも、大  
 率、細かる所は尺寸分釐升合秒勺にすぎず、  
 有りといへども無きものとく、自給する能わ  
 ず、四万余の無産税戸にいたつては「並に  
 一寸土尺椽なく、飢寒転徙し、朝に夕を謀ら  
 ざる者たちであつた。この統計に基づいて、  
 県」とは各階層の丁数を県の全丁数に占める

割合を示したもののが第二表である。こゝによ  
って明らかになるように、<sup>徽州は</sup>第五等の有産、無産税  
戸が全体の九一%を占める貧困な地域であつ  
た。なお、この方臘が起つた淳安県（もとの  
青溪県、乱後に改称）では、無産税戸の比率  
が六一%と群を抜いて高いこと注目される。  
徽州全体からみても、この県の無産税戸丁数  
はとくに多く、実に四五%を占めている。淳  
安県はこのように「朝に夕を謀らるる」極貧  
の人戸が著しく多かつただけでなく、第一等

より第四等戸の占める割合もまたもつとも高く、州内でもつとも貧富の隔差が大きいところであった。わいわいれは以上の数値から、方臘の乱が睦州の、なかでも青溪県でおこった所以を知ることもできるであろう。もつとも右の統計は乱後四十八年のものであるから、半世紀間の地域開発、人口変動を考慮しなければならぬが、これより三十一年前、乱後十八年の紹興九年（一一三九）の戸口統計でも、建徳県の二二、六五六丁に対して、淳安県は二五、

二九二丁であり（嚴州圖經三三）、兩県の丁数の割合はほぼ同じである。したがって反乱當時の人口比率は乾道六年と大きな違いはなかったものと推定される。

六一%を占める無産税戸は雇傭労働者として農耕のほか、養蠶や茶園、漆園で働き細々と生計を立てていたものと想像されるが、国家の収奪ははたしくなり、この地方の経済を圧迫すると、その被害をもるにうけるのは彼ら無産者であった。前述のとく、方臘自身



その一人であつた可能性がある。その彼が「  
 沙門室誌の識記を以て愚民を誘惑し、貧乏游  
 手の徒相承けて乱を爲し（泊宅編）した愚民  
 たり貧乏游手の徒とは、さうした無産税戸た  
 ちであつた。彼らは方臘の「革命」の声に奮  
 いたち、塗炭の苦しみから何とか脱れよう  
 と図つたにちがいない。

ところを、右表において淳安县と類似の比  
 率を示すものに、遂安县がある。全丁数が淳  
 安、建德にっいで多いうえに、無産税戸は四

九%と淳安につれ、第一、第四等戸も淳安と  
並んで一一%を占めている。この県は淳安県  
と同様に、反乱の頻発した多盗の区である。  
例えは、建炎元年(一一二七)鳳林郷の師巫徐周  
、倪從慶らの乱があり、その経過については  
葉夢得の石林奏議四一、三に詳しい。また紹  
興三年(一一三二)には、本県の「魔賊」繆羅が  
白馬洞に拠つて乱を起したことは、すでに  
述べた。なお、石林奏議四一には、淳安県永  
平郷管村の管孫衆らの乱に関する奏状があり、

管らば又た方臘の余党なりと記す。ともかく淳安県、遂安県は「多盗の区」と看して小た嚴州の中にもとくに盜区であつたか、反乱の類発する原因の一つは、兩県に共通してみられる著しい貧富の差、異常な階級構成に求められよう。

深山幽谷が連なるこの地方は、容易に官兵を近づけぬ自然の要害をなし、方臘が幫源洞に拠つて聚衆挙兵したように、諸反乱は險阻の洞を拠点にした。淳安県に幫源、梓桐、

威平、遂安鼻に白馬、広洲といつた洞があり、  
それらはまた源ともよばれた。日石林奏議に  
よれば、倪從慶らの乱に「鼓を鳴らしして一  
呼すれば、」広洲「一源の内、八百余戸千二  
百余人、響応せよれば」とあり、奏乞分  
送倪從慶等三十四人近辺州軍自效状」とあり、  
また倪らは広洲源の趙侯廟で鼓を鳴らし衆を  
聚めて結集作過した（巻一、奏嚴州賊倪從慶  
竊発第一状）とあり、この地方の洞または源  
とよばれるもの規模がうかがわれる。また

方臘の乱後数年にして同じ地域に起つたこの  
 小らの反乱は「方臘の余党」と目され、その  
 首領の多くは師巫とあり、倪らは趙侯廟に結  
 集したとある。このことは、方臘がマニ教徒  
 でなかつたことを傍証するものといえる。

方臘の乱は六州五二県に及び、さらにこれ  
 に呼応して蜂起したものもあり、反乱の嵐は  
 兩浙江東一帯を席卷した。そのほかには上記  
 の睦州と同様の状況下にあつた歙州、処州  
 などの山間部のほか、湖州、秀州、常州といつ

た平野の穀倉地帯も含まれてゐた。したか、  
て反乱の社会的背景は一樣ではなかつたが、  
生活にあえぎ、その憤懣のはけ口を求め窮  
民は、地理的条件にかかわらず、いたる所  
存在した。一村の窮民のたかには、むそかに緋  
の衣巾をつくつて、賊の起るのを俟つもの  
かあつた<sup>(27)</sup>とは南宋の湖南の例であるが、こ  
れは当時の兩浙江東の窮民たちの姿でもあつ  
たと思われらる。官憲の報告にも、

契勘したるに、近日、睦賊の杭州を占拠

してより後、湖、秀、常州、平江府管下  
 諸県郷村の兇頑の人戸、此水に乗じて驚  
 擾し、徒衆を結集して、州県を竊伺する  
 もの有り（宋会要兵一ニ一ニ二）。

逆賊方臘、猖獗未だ殄まか、竊民敗卒、

此水に乗じて擾攘す（同一ニ一ニ三）。

とあり、そのたかには「兇賊の徒党と詐稱し  
 て、放火及び財物を劫奪する人、及び詐つて  
 羣賊と作して、匿名の文榜を貼り、州県を驚  
 恐せしめる者」（同一ニ一ニ二）、「県鎮の小竊、

爾來、賊徒の姓名を妄稱し、文字を貼字する  
レ（同一二一ニ三）者もいたとある。こゝろ窮民  
たちは反乱に乗じて、官吏や富室に対する日  
この怨恨を晴らそうとしたのである。

しかし蜂起に加わつた者も反乱が鎮静する  
と、ふたたびもとの土地に帰つていった。官  
司もまた八方に手を尽くして、彼らの復業を  
呼びかけ、彼らを安堵せしめる種々の優遇措  
置を講じた。早くも宣和三年正月十四日、江  
南兩浙路の監司、所在の州県官に命じて、宣



歟、杭、睦州の「兇賊に劫畧す小逃避した  
 民を多方に撫諭して帰業を勸諭し（宋会要食  
 貨五七一―五等）、同年二月五日には、兩路の「  
 賊に焼劫を被つた人戸」に対し、復業以前の  
 見欠の諸般租賦と公私の債負とをすべて帳消  
 しにし、あらゆる税賦を以後三年間免除する  
 ことを許した（同六九―四二等）。さらに同年四  
 月二十六日、被賊の州県の私田小作料を三年  
 間は二割減免し、とくに焚劫をうけた民戸は  
 一年間全免せしめ（同七〇―一七九）、同年閏五

月十三日、焚割された民戸で私田を租佃し、  
掌業人から種糧牛具の類を借貸している者は、  
小作料の<sup>(28)</sup>二割を減免させ（同一―三四等）、同  
年八月十二日、復業の人戸で牛具種糧を闕く  
者に対して提挙司に命じて貸付を行わせた（  
同五七一―五等）。また招諭と融資は茶園戸（  
同三三一―四）、塩亭戸（同二五一―三）に対しても  
行われた。こゝらの施策を通じて、反乱に参  
加した民衆には、自作、小作の農民のほか茶  
園戸、塩亭戸なども含まれていたこと知ら

れる。さらに曰宋会要曰食貨、紹興三年十月十一日の条の臣僚の言に、

昨来、兩浙の賊方臘、福建の賊范汝為、皆茶塩を私販する人に因つて、以て起るれり（二六一一八）。

とあり、方臘の乱においても、歴代の反乱にしばしばみられる茶塩の密売者集団の参加があつたようである。

以上のごとく、方臘の乱は睦州青溪県といふ山間の聚落に住む貧乏遊手の徒ら、実は

全丁数の六割以上を占める無産者が主力とな  
って起こした反乱であった。その後反乱は急  
速に山間と平野とを問わね、兩浙江東一帯に  
拡がり、各地で多数の民衆がこれに響応し参  
加した。彼らは必おしも農民ばかりではなか  
ったと思われ、共通して貧困にあえき、  
緋の衣巾を用意して賊の起こるのを待望して  
いた窮民であつたろう。そして本章の主題で  
ある宗教との關係については、反乱に参  
加したニホら窮民の間には、あるかじめ信仰上

の組織なり連繫を作らねていたといふことは、  
現存の史料では認められぬのである。

第七章

浙西の道民について

## 一、はしかき

宗教統制の諸制度が整備された宋代では、  
 そのもとにもなつて国家の宗教活動に対する取  
 締りも強化され、しばしば私的な宗教活動、  
 私庵や私度僧に対して禁令が出された。こと  
 に、前章で明らかにしたように、北宋末に起  
 こつた方臘の乱を契機にして、喫菜事魔の条  
 法にほるものも制定され、非合法的な宗教活動  
 はすべて喫菜事魔という名目によって弾圧さ  
 られた。それにもかかわらず、南宋でも各地

に私庵は建立され、國家に公認されたい奉仕者も絶えることはなかつた。彼らはひそかに信徒と結集して反乱を惹き起すおそれのあつた。反社会分子とみなされ、しばしばその解散令が出された。そのした反社会分子の一つに、浙西の道民がある。

道民については、日 采会要目 刑法二に載せられた。慶元四年の臣僚の上言と、その小を転引した日 秋門正統目 四、さらにその小に依拠した日 仙祖統紀目 四八の記事があり、この種の資料と



しては、道民の性格や活動状態をかなり詳しく記述しているのだから、これまでも宋代の異端宗教に関する重要な資料としてしばしば用いられた。ただこれが唯一の資料であつたため、道民について恣意的な解釈を生み、誤った理解もなされてきた。ところが宋元代の文献中には、道民について若干の資料が他にも存在する。本章はそうした資料を用いて、道民の持つものの実態を明らかにし、あわせて道民の活動した南宋の浙西社会の一面、仏教

教団の性格等にも触れてみたいと思う。

## 二、道民の資料

道民についてのものも、とも詳しい記述は、上述の『宋会要』刑法二一三〇に載せる慶元四年（一一九八）九月十三日の臣僚の言（以下、慶元上言と略称）である。かなり長文ではあるが、基本的資料なので、その全文を掲げる。

浙右有所謂道民、實喫菜事魔之流、而竊

自託於仙老、以掩物議。既非僧道、又非童行、輒於編戶之外、別爲一族。茹淫行穢甚於常人、而以屏妻子、斷葷酒爲戒法。貪冒貨賄甚於常人、而以建祠廟、修橋梁爲功行。一鄉一聚、各有魁宿。平居暇日、公爲結集、曰燒香、曰燃燈、曰設齋、曰誦經、千百爲群、候聚忽散。撰造事端、興動工役、彙緣名色、斂率民財、陵駕善良、橫行村疇。間有鬪訟、則合謀併力、共出金錢、厚賂胥吏、必勝而已。每遇營

造。陰相部勒、嘯呼所及、跨鼎連州、工  
匠役徒、悉出其黨、什器資糧、隨即備具。  
人徒見其一切辦事之可喜、而不知張皇  
聲勢之可慮也。及今不圖、復將若何。乞  
行下浙西諸郡、今後百姓不得妄立名色、  
自稱道民、結集徒黨、嚴切曉諭、各令四  
散着業。如敢違戾、將為首人、決配遠惡  
州軍、徒黨編管。務要消散異類、使復齒  
於平民、以推宏陛下抑誕恣暢皇極之意。  
從之。

さきにも喫菜事魔について上におりて指摘したよりに、この慶元上言は日新門正統四、斥偽志、白雲菜の項に引用する嘉泰二年（一二〇二）七月十二日施行の臣僚奏状（以下、嘉泰奏状）中に引かれてゐる。兩者の比較上、煩を厭わぬその部分をつまに掲げる<sup>(1)</sup>。

臨安府余杭縣南山白雲菴道民沈智元、進状乞勅額。

云、道民者、游墮不逞、喫菜事魔、所謂非民者也。既非僧道、又非童行。自植党

子、千百為群。挾持妖教、鼙鼓愚俗。或以脩路建橋為名。或効誦經焚香為會。夜聚曉散、男女無別。呼嘯善誘、實繁有徒。所至各有渠魁相統、忽集忽散、莫測端倪。<sup>(遇)</sup>愚有爭訟、合謀併力、厚啖胥吏、志在必勝、遇有修建、彙緣假名、斂率民財、自豐囊橐、橫行州縣、欺慳善良。勅置私菴、以為逋逃淵藪。蓋由寄居形勢之家、受其囑托、認為己產、出名占拠、曲為蓋庇、遂使州縣莫敢誰何。此風久熾、全不為怪。

兩文を比べれば明らかなるに、後者は前者の文と文字の異同、表現の違ひはあつても、その内容は一致する。しかも後者の続文に、

況慶元臣寮、請偽民姦惡之弊、不得自爲  
 党類、永遠結集、各令四散、如違、將爲  
 首入、決配遠惡州軍、徒党編管。

と記し、「不得」以下「編管」までの文も前者と同じであり、嘉泰奏状が慶元上言に依つていふことを明記していふのである。もつとも後者には「鞞置私菴」以下の、道民の性格

を考へる上に重要な一節を加わつてゐる。恐らく、嘉泰奏状が白雲宗庵舎に教額を下賜する問題に關するものであるために、嘉泰の臣僚がその一節を加へたのであろう。

ところが慶元上言に、道民たる者は「實は喫菜事魔の流たり」と記すと、マニ教の中国における活動を過大に評價する牟潤孫らは、道民を喫菜事魔すなりとマニ教徒とみるが、喫菜事魔と記されていても、使わしむるマニ教徒だけを指すものでないことは、前



章で論証したとおりである。一方、わが国の  
 仏教史家は慶元上言からの引用であることに  
 気付かぬ、嘉泰奏状のみに拠つて、その冒頭  
 に「白雲菴道民沈智元」とあり、ついで「道民たる  
 者は云々」との文章をつづいていふことゝあら、  
 道民は白雲宗であり、上奏文に記す道民の活  
 動状況はすなわち白雲宗の状況を示すものと  
 みる。しかし、もとの慶元上言には白雲宗に  
 言及していぬのであるから、嘉泰の臣僚が  
 沈智元らの邪惡ぶりを示すため、本来無関

係の道民を持ち出し、沈智元とそれと結びつ  
けたともみらゆるのであって、嘉泰奏状の記  
述だけで直ちに道民即白雲宗徒と断定するこ  
とは正しくない。まわ道民とそれ自体について考  
察し、その後に白雲宗との関係を検討するべき  
である。

さて、上記の慶元上言と、それと転引した  
嘉泰奏状とによつて、われわれは浙西の道民  
なるものの輪郭をつかふことゝ出来る。すな  
わち、道民と自稱する彼らには、妻子をしりぞ

け、葷酒を断ち、暇日に集って焼香、燃燈、  
 設齋、誦経などの法会を営む信仰集団であつ  
 て、浙西の農村にひろく分布し、聚落の中心に  
 指導者がいた。彼らの結束はめたく、争いや  
 訴訟がおこれば、信徒たちが力をあわせ、金  
 を出しあつて胥吏に賄賂をおくり、勝つまで  
 たたかう。ことに祠廟を建て橋梁や道路を修  
 建するところの修善の功行とされ、工事がある  
 となると、号令一下 （たつまを） けいりい地域から信徒の  
 工匠や人夫を集め、資材も即座に備えるので、

道民はその土地の人々に喜ばれる存在であつた。また道民は私庵を創建して、この地方に寄居する官人や形勢戸にたのんで財産の名義を書きかえ、その権勢者の庇護をうけて、官憲の追及から逃びかていた。

このような道民の活動を具体的に裏付ける資料が、宋元代の石刻等に存する。まず陸心源の吳興金石記よりそのほか、その資料を拾つてみよう。

A 儀鳳橋石柱題名（卷一〇）

紹熙四年九月初六日朝請郎知湖州軍州事

趙充夫建

皇伯太師安德軍節度使判大宗正事嗣秀王  
 口兄明州觀察使提拳佐神觀充秀安僖王園

令兼本位檢校少保

幹緣道、民湯彥宗、湯道春、朱道誠、李道

妙、周智成、沈道彥、都料嚴口浪

城居張九亭、諭天瑞、同喜李氏居淨、助

緣直石柱壺、回茲勝利、叩報四恩三有、

謹誌

各行それを知れ一石に刻まれ、あわせて五石ある。嗣秀王とは趙伯圭、兼園令は趙師撥、建橋者の趙克夫は紹熙四年に知湖州となつたことなど、陸心源の考証がある。ただし第四行の道民については、言及されていない。幹縁といふのは、後述の大蔵経刊記にもみえるが、この場合には工事の責任者、都料とは工匠の棟梁のことであらう。幹縁の道民六人のうち四人まで、名前に道の字をつけているのは注目される。

B 駱駝橋石柱題字（卷一〇）

太傅永興軍節度使充右壽觀使平原郡王韓

侂胄

朝奉大夫權知湖州軍州兼管內勸農事李景

和

文林郎湖州烏程縣丞措置趙善灋

皆嘉泰元年歲在辛酉四月己卯朔十六日癸

巳、幹緣道人湯彦宗。□□□題

これも一行一石ずつで四石柱よりなる。題字  
のたかに当時慶元の党禁を断行し、権勢並ぶ

ものになかつた韓侂胄、太宗の長子元佐の六世の孫にあたる趙善濟の名が刻まれていることは、道民が当時最高の権貴と関係をもつていたことを如実に示している。Aにおいて道民の筆頭にあつた湯彦宗がここにもみえ、しかも道人となつていて、道民が道人とも稱したことが分かる。またこの石柱題字は、道民解散の命令が出された慶元四年から三年後の刻石であり、これに湯彦宗の名があることは、禁令がその地方では徹底しなかつた証拠である。



○ 德勝橋題字（卷一一）

皇宋歲次丁未淳祐七年孟夏吉月重新修創、  
 幹成道民魯王□、勸縁李三少保府都□張  
 、勸縁榮文恭王府監舍郎□

李三少保とは疑うらくは李全、榮文恭王とは  
 理宗皇帝の父で太祖十世の孫希璠で、榮王に  
 追封され文恭と諡された。榮王監舍とは王府  
 の属官である、陸心源は解説する。

橋梁の題名に道民（人）の名がみえるのは、

以上の三例であるが、さらに「宝書橋題字」  
(卷一二)の第一行に、

皇宋宝祐十年(一一六二即景定三年)歲  
次乙卯十月□日□□□□士愈□同道、友、募、緣

建

とあり、道友というの付道民仲間と意味する  
ものかとも知らない。元代の石刻では、D「長

興州重修東嶽行宮記」(卷一三、延祐元年一  
三一四、四月)の施主題名中に、

□□菴住持梵修管廟 道、民、張、師、淨

とある。この東嶽行宮は知州呂謂が発議して前白雲宗僧正明奉らが重修したもので、石刻中には殿屋ごとに施主名が列挙されている。そのはじめの部分には白雲宗寺院二三が列挙されており、元代の白雲宗資料として重要であり、すゝに小川貫弑氏も引用している<sup>(2)</sup>。またとよ小につづく施主中には五熟行、香燭行、銀行、浄發行などあわせて二二の行業がみえ、湖州の経済資料としても注目される。ただこゝでは、道民が白雲宗寺院とともに出てくる

ことに注意しておきたい。その意義については後に述べる。

以上の石刻のほかにも、道民に関する重要な資料は、可至元嘉禾志四二六に載せる宝慶二年（一二二六）四月望日、朝奉大夫致仕賜紫金魚袋莫若冲の「橋道記」である。長文であるから、関係部分の大要のみを記す。

崇徳県の近邑に包角堰橋があったが、連雨になると、急流に橋脚が之ぐらわれ、そのために修理しなげればならぬか、た。

青坡の道、民余智超、姚富は徒衆を率いて  
金をあつめ石を運んで、篷を捲いた形へ  
太鼓橋を以て易之、庚辰（嘉定十三年、  
一二二〇）冬十月に完成した。こ小より先、  
季夏に漕渠南橋を一夜にして傾墮した。  
その時、堰橋の工事はまだ終つていなか  
つたので、県の役人は右の二道民に建造  
を委ね、官費が足りなくなると募金をし  
て、越えて明年三月に完成した。こ東興  
橋より東して沙渚に至るまで、徒歩で舟

を挽くコースは、み埜田のあせ道なりで、  
風雨や氷雪の時には、のめりこんだりつ  
ますいたりする者かあいついだ。演教禪  
院の僧思齊、蘊常という者か、その禪院  
から西に三里の間に石を敷いていた。莫  
若冲は残りの二十余里を完成するために、  
崇勝院の僧道琛、文達に請うて、道民、張  
智円、富道密、余智超を招き、彼らと頭  
目にして舗装工事を行わせることにした。  
良日を選らんて、崇勝院に道民のほか寺

僧、村の老宿を会し、道侶、蔡道政、沈智成、朱円照、錢道密、陳智遇、褚徳、許円珍ら三十余人とともに齋を設け、手分けして募金や運石をすることにした。かくして癸未（嘉定十六年、一二二三）の暮冬に始めて、宝慶丙戌（二年、一二二六）の季春に完成した<sup>(3)</sup>。

この記録は「祠廟を建て橋梁を修することをして功行となす」道民の、それらの工事に具体的にどのような関わっていたかを示す、

貴重な資料である。漕渠南橋の場合は、県官  
が直接に二道民に対して工事を委嘱し、後の  
道路工事―石の舗装については、致仕官の莫  
若冲が崇勝院の僧に依頼して道民を招致して  
いるので、これらの道民は仏寺である崇勝院  
と何らかの関係をもっていたのである。また  
道侶として七人の名が挙がっているが、彼ら  
は道民張智円らに率いられた徒衆のうちの有  
力者たちであろう。なお、崇勝院は嘉興県東  
南三里にあり、五代後晋の開運二年（九四五）



に創建され、北宋治平二年（一〇六五）に今額を賜わった有願寺院である（至元嘉禾志一〇）。さらに演教禅院は崇寧中（一一〇二〜〇六）創建紹興二十九年（一一五九）賜額、松江府の東二里にある（同）。

また日宋会要日食貨六一一四八、嘉定二年（一二〇九）十二月十三日臣僚の上言のなかには、  
 下道民叛むる所の石橋のごときは、水勢を碍かざる者、その旧に仍ることを聽す。

とある。その場所を記す所いか、恐らく浙西  
に於いて述べたものである。

道民の活動は祠廟、橋道の建設にとどまら  
ず、つぎのよ様な社会事業を行つた者もいた。

G 趙孟堅「德清吳平陽嶺興善施水庵記」

(彙齋文編三)

明、<sup>ほうじめ</sup>淳熙甲午（元年、一一七四）、道民丁

妙超、募縁して地を嶺上に買ひ、菴を結  
んで以て居る。前に通衢を跨いで、涼廊  
を架け坐楹を列べ、以て休む者に便なら

しむ。維夏の月は、則ち湯を注ぎ茗を瀹に  
 て、煩渴のものに施濟し、人便ち之に頼  
 る。丁既に往き、僧妙崇之を継ぎ、道民  
 沈妙淨又之に継ぐも、一に前規を踵いで、  
 以て応施に処す。妙淨又募縁して地を辺  
 隅に展べ、以て蔬園を拓き、菴廬を加飾  
 して、以て像供を崇ます。善友沈宥徳(里の)の輩、  
 僧の爲に翁家の園田五畝を置き、以て其  
 の薪茗を助け、資りて以て久しく人を濟  
 いて墜めたる可やみらしむ。

撰者の趙孟堅は太祖十一世の孫で、宝慶二  
年（一二二七）の進士、嘉禾すなわち湖州の広  
陳鎮に家し、有名な趙孟頫子昂は彼の従弟に  
あたると。この記によれば、道民の丁妙超は  
者が平陽嶺に施水庵をつくり、その後、僧の  
妙崇、道民の沈妙淨がつかつかに継承してそ  
の経営にあたり、善友の沈宥徳らも園田五畝  
を施捨したとあり、道民は僧とも善友すなわ  
ち在俗信者とも区別された者であったことか  
分かる。しかし施水庵の管理経営といつた実

際面では、道民と僧とは変わるどころか、  
 ったのである。兩者の違いは、度牒の有無、  
 有髪か剃髪かにあつたとみられる。

道民の元代でも活躍していたことはDによ  
 けて知られるが、つぎの記事はその人数まで  
 記していて重要である。

H 日 元史 四一九〇、贍思伝

「後至元三年一三三七」復た浙右の諸  
 僧寺は、私かに猾民を蔽かくし、所謂道人、  
 道民、行童たる者有り、類ね皆常倫を瀆みす

し、徭役を隠し、民力をして日に耗らす  
しめ、契勘したるに嘉興の一路、數たる  
已に二千七百なるを以て、乃ち建議して  
請うらく、勅して本族に歸して、王賦を  
供せしめれば、以て少く民力を寛かに  
するに庶ちかかゝると。朝廷之を是とし、即  
ち著して以て令と爲す。

2 水によれば、道人、道民は行童や如小童  
童行と同列に置かれ、僧寺に所屬して徭役を  
免かかっている者であった。

以上の諸資料を通じて、われわれは慶元上言、嘉泰奏状に記述する浙西の道民が、南宋から元代にかけて、湖州、秀州などを実際に橋道の改修等に活動していたことを確認できた。彼らは道民と自称し、一つの橋について、Aには七人、Eには四人と道侶七人の名がみえるので、彼らは相当に広範な組織をもち、多くの徒衆を率いていたことか知られる。嘉泰奏状には、彼らが寄居形勢下に庇護されて官憲の取締りから逃がれていると書かれている。

るが、彼らと関係をもつた者は知州や県官である。いは致仕の官僚にとまらぬ、宋の宗室や韓侂胄のよろい超一流の権勢者であつたが、官憲の手は到底及ばぬといふところにいたのである。だからこそ、慶元四年に道民の解散を命じる施策がとられても、その原地では何らの効果はなく、その後道民は権勢者や州県官の委嘱をうけて土木工事を担当し、石柱に堂々と自分たちの名前を刻み、しるもそれ破壊されることなく後世まで伝わつたのである。



る。彼らは中央の官僚からは庶民と非難され、喫茶事魔の流しとの烙印をおされていたが、地方においては社会開発に貢献する重宝な技術集団として人々から喜ばれ、実のところ、官憲の弾圧も受けずには、少なくとも元代まで存続していたのがある。

### 三、道民と南宋浙西の社会

浙西の道民が、中央からは庶民と目され弾圧の命令が出されたにも関わらず、その後

も衰えることなく活動できた理由を、当時の  
浙西の仏教の困と社会状況とみる探つてみる  
。

道民の活動でもっとも特徴をなしたものは、  
工匠や労務者を信徒に加え、橋梁の改修工事  
を担当していた点である。およそ橋梁の建造  
は仏教徒にとって重要な慈善行為の一つとさ  
れ、それは仏教の福田思想にもとづくとされ  
る。例えば『仏説諸徳福田經』(大正蔵一六、  
七七七頁)は七福田の第五に、橋梁を設けて

弱き人を渡すことを挙げ、この行為によつて  
 来世に福をうけると説く(4)。事実、南北朝以来、  
 僧侶あつた橋の記録は多く、それは義橋  
 とよはれた。降つて明清代に盛行した功過格  
 のなかでも、橋を建て道を修理する行為に対  
 してきわめて高い評価が与えられていたもの  
 がある(5)。宋代の浙西地方でも、先に述べた福  
 建と同様、僧侶あつた橋は多く、同治  
 湖州府志<sub>目二三</sub>によると、その橋の数は一二  
 にはあつた。浙西はくりくり網の発達した水郷、

沃国であり、ことに圍田の構築、水利灌漑の  
發達した南宋では、橋梁の架設改修がさかん  
で、それは地方行政にとつても重要な仕事の  
一つであり、県の首政とまでいわれた。

なかにも注目されるのは、この時代になる  
と、木橋に易えて堅固な石橋をつくる傾向が  
強まったことである。例えば、咸淳毗陵志の  
三によると、常州の橋梁を木を石に易えたも  
のは、つきのとおりである。

州治 惠明橋 嘉定中、史守彌念重建、

易甃以石

無錫 大市橋 嘉定中、令鄭之悌、易以

石渠

宜興 福德橋 嘉定間、里人以石易木

新溪橋 高（嘉）定間、以石易木

橋

才女水古、常州各县には嘉定年間（一二〇八）

二四）に木橋ありいは甃橋を石橋に易えりこ

とか、とくにはたかひにありたり。湖州

にいついとも、同治湖州府志四二三に、州治

の甘棠橋長橋は建炎末（一一三〇）に州人が木  
を石に易えたとあり、徳清県の阜安橋は淳熙  
中（一一七四〜八九）に石に易えたと記され  
ている。またE「橋道記」に、東興橋は「石  
を以て之に易う」とある。そうした時代、道  
民たち必つくった橋や道路もまた石造であつ  
た。下に「道民勸むる所の石橋云々」とあり、  
Eの包角堰橋も「金を衺め石を輦してつく  
ったものであり、東興橋から沙渚に至る道路  
は石をもつて鋪装し、その中に要した石材は四

千五百五十丈にのぼつたと記されていゝ。A  
 儀鳳橋、B駱駝橋、C徳勝橋にして、D吳  
 興金石記には明記されていゝ。その  
 水の題字は石柱に刻まれていゝのであるから、  
 いかに石橋であるに相違ない。

石橋をつくといゝと、石材の調達、資材  
 の運搬、施工にあつて、木橋の場合にくら  
 べて多くの費用と労役を必要とし、設計に  
 あつても、すくなく技術者をえらばねばな  
 らない。元の袁桷、清容居士集四一九、吳江

重建長橋記  
州判官張顯祖は長橋を重建するにあたり、  
廣濟寺の僧崇敬にはかり、彼の意見に木を石  
に易えることとし、また彼の紹介によつて善  
士姚某に設計施工を委ね、ついに長さ一千三  
百尺有奇の長橋を完成した。この工事は僧  
崇敬が人夫と資材とをあつめ、姚某が工事一  
切を請負つたといふ(6)。このように、大まな石  
橋をつくるとなると、他処からすくぬた技術  
者を招いて設計させ、工事の指揮にあたらせ



ねは知らぬか、たのである。姚某は「橋道  
 記」の道民と同じ嘉禾（元代の嘉興路）の人  
 であり、「善士」というから、彼もやはり道  
 民である可能性がある。

つむに嘉泰泰状に、道民は私菴を創置して  
 罪人の榑家とし、彼らの囑託をうけた寄居  
 の官人「や形勢の家は、私菴の産の名義を  
 のれのものに代え、不法に彼らを庇護して  
 るため、官憲も手の施しようもないと嘆いて  
 いる。つまり道民は浙西に私菴をつくり、権

門勢家と結託して産を収めていたのであるが、もとより道民の私菴は國家から公認されたものであつたから、その分布状況を非合法のものであつたから、その分布状況を当時の文献によつて確かめるわけにはいかない。そこで、当時の浙西寺院の建置傾向を通じて、その状況を推測することとする。

浙西は早くから仏教が栄えた地域であつたから、寺院の創建は三国の吳の時代にまでさかのぼる。日嘉泰吳興志五・一三によつて寺院の創建時期をまとめたとあるが、第一表である。

第一表 湖州寺院創建時期統計（據『嘉泰吳興志』13）

時代		吳	南朝	唐	五代	北宋	南宋
州	治	0	5	5	8	4	0
烏	程	0	7	11	8	4(1)	8(6)
歸	安	1	7	8	8	1	2
長	興	0	13	5	9	1(1)	2(1)
武	康	0	11	4	8	1	7(6)
德	清	0	7	10	4	3	8(4)
安	吉	0	2	2	19	1	0
計		1	52	45	64	15(2)	27(17)

\* ( ) 内は功德墳寺数を示す。

この表で明らかになるように、湖州の場合、五代の銭氏時代へ併合以前より宋初を合ふしに創建された寺院が、南朝、唐代の順となっており、宋代に創建されたものは、南宋とあわせても唐代に及ばない。しかも表中の括弧内の数字は

墳寺の数を示すか、南宋では、創建寺院二七  
に対して墳寺は一七にのほり、ことに武康県  
では七寺のうち六寺をこれが占めている。そ  
の理由について、同書は「湖州は行都（临安）  
の輔郡であり、本邑（武康県）の山川はとく  
に秀でているので、士大夫の多くがここに葬  
地をえらぶことによる」と説明する。

前章「宋代墳寺考」で述べたように、墳寺  
とは皇族や高級官僚の墳墓の側に建てたいわ  
ゆる菩提寺で、すでに唐末にもみられるが、

とくに宋代になつて、その設置がさめしな  
 った。それといふのも、宋代では墳寺の田産  
 は免税、それに所属する僧尼は免役の特典が  
 与えられたので、士大夫官僚は争つて墳寺を  
 建て、自己の田産をそれに寄託して負担の輕  
 減を目論み、一方、既成の大寺院も税役免除  
 の特典をうるために、士大夫に頼みこむ墳  
 寺に指定さるゝことを望んぬがらひある。朝  
 廷にすべしは、墳寺の増加は稅收の減少を招く  
 ことにはなるから、墳寺を申請しうる資格を制

限し、役錢の免除は許さず、既存の有願寺院を墳寺に改めることを禁止する旨、墳寺激増の防止につとめたが、そもそも士大夫にも寺院、僧尼にも有利な制度であり、兩者の利害が一致するものであったから、南宋時代にはますます増加した。その状況は地方志によつて知られるが、なかでも都が置かれた臨安をはいめ、浙西地方に多かつた。右の説明にあるよろに、その理由は、浙西地方が都に近く山川が秀小ているので、二二に墳墓を定め

る者が多かつたことによるが、士大夫も寺院も浙西に広大な田産を有していたことも、見逃がせない大きな理由であつた。

士大夫の墳墓が集中し、墳寺の多かつた浙西地方は、おのずから士大夫と寺院といしは宗教活動との関係が密接な土地柄であつた。道民の場合も例外ではなかつた。石橋題記に宗室や韓侂胄らと並んで道民の名が刻まれ、道民が士大夫の庇護をうけ取締りの眼を逃かせることゝあつたのも、こゝした浙西の宗教

事情に負うところが大きい。ちなみに、A儀  
鳳橋にみえる香玉の墳墓は湖州烏程県にあり、  
淳熙五年（一一七八）六月二十四日の詔によ  
り、その菴は普明禅院の額を賜わつていふ（  
宋会要道釈二一一三）。

ところで、南宋時代に創建された寺院が他  
の時代より少ないという傾向は、湖州に限つ  
たことではなく、常州でも同様であつて、可  
咸淳毗陵志の二五によると、ここは南朝と  
唐代の創建が圧倒的に多い（七）。しかしその時代



第二表 宜興縣寺院創建時期統計 (據『萬曆宜興縣志』10)

	南朝	隋唐	五代	北宋	南宋	元	明
寺	11	10	0	2	7	2	2
菴	2	5	0	3	20	29	5
院	1	4	0	0	4	4	1
計	14	19	0	5	31	35	8

には并院の創建の實際に少くも  
 おといふと、中世（もそう）は取  
 い。宋代の地方志に登載されたも  
 のは、おおおの勅額と下賜された  
 いわゆる公認の有願寺院であつて、  
 無額の小規模な菴院などは載せて  
 いない。ところが後代の地方志に  
 みると、宋代に創建された菴院も  
 記録されてゐる場合が多い。例え  
 ば『咸淳毗陵志』二五、宜興県で

は、北宋は二寺、南宋も二寺にすぎないが、  
可万曆宜興県志四一〇に記すと、第二表のど  
とく、南宋と元代に創建された菴院が著しく  
多い。こゝに記した小規模の菴院は、明初に整理  
された大寺院に統合された<sup>(8)</sup>、それ以前にす  
べに廢菴になったものも少なくないが、たゞあ  
るるのみ、それよりを合せると、南宋創建の  
菴院はおおむね十数にのぼつたと思われる。  
湖州について、可成化湖州府志四一二に多  
数の菴院を列挙するが、その一々について創

建年代を附記していいないため、残念なるが宜興景のような比較はできない。ともあれ可嘉靖崑山景志四に、

老仙の宮は宋より盛なるは無く、元より盛なるは無し。我が国朝におよんで殊に落莫たり。

と記す所、これはおおおぬ浙西全体に通ずる寺院の建置傾向をいい表わしたものと見える。およそ宋代は寺院統制が強化され、屋宇三十間以上のものに勅額を下賜して国家の統制

下に置く一方、小規模な菴院は「奸盜を聚め、  
郷閭を騷擾する」との理由から廃毀された（  
長編九一、天禧二年四月庚寅条）。北宋末期  
以降、民間の宗教活動が活性化し、それに対  
する取締りが強化されたのにも関わらず、私菴  
の創建を禁止し、菴舎を毀してその田産等を  
没収する命令が頻繁に出されるようになった。  
嘉泰奏状にも、

近臣又論おらく、度牒を給降せられたる  
僧道にあらわして、私菴を撤置し、耕さ

が驚せおして、民を震おしはみ衆を惑わすも  
 は、皆罪に抵あてよと。陛下、命令を申嚴  
 し、徧く諸路州軍監司に牒して、一月を  
 限つて条奏せしめらる。誠に嚴戒なり。

とあるが、このよう故命令を幾度も申命しな  
 ければならぬかつたことこそ、私菴の廢毀が  
 思うにまかせぬかつた事實を裏付けるもので  
 ある。しかも、嘉泰奏状の主題である白雲菴  
 について、その菴に「先朝の御書塔名にか  
 あるので、屋宇は毀すおにのこし、鄰僧に管

理させたとあり、菴舎毀柝を免られる道はいくらでも存したのである。浙西の道民は慶元の禁令にもかかわらずに健在であり、宗室との権勢者とも密接な関係にあつたのであるから、その菴舎もそのまゝ存続したであらう。したがつて、後代の地方志にみえる南宋創建の菴院のたかには、当然、道民の建てたものも含まれていたとみられる。

橋梁の建設と私菴の創建という面からみても、浙西の社会は、信仰集団であり、いはば

土木事業集団でもあつた道民を受け容れ育て  
 る地盤をもつていたこと知られる。ここで  
 詳論する余裕はないが、宋代の浙西はむつと  
 も仏教のさかぬ地方であつた。天台学や華  
 嚴教学の中心地であり、また念仏結社といふ庶  
 民仏教も隆盛であつた。宋代の主な念仏結社  
 は大部分加この地方に集中していた。そのう  
 え豊かた経済力に支えられ、広範な信徒の布  
 施醸金によつて、南宋では、後述のごとく、  
 大蔵經の出版が相繼いで行われた。浙西地方

おもしろした「仏国」であつたこと、庶民の仏教信仰が篤かつたこと、何よりもまず、道民の性動を支え育んだのである。

#### 四、稱呼よりみた道民の性格

道民の性格について、慶元上言は「既に僧道にあらお、また童行にもあらお、編戸の外に別に一族をたすしもの」と述べている。つまり、彼らは僧侶や道士でも童行でもなく、一般の平民とも異なる信仰集団であるといふの



であるか、それでは具体的に彼らは何のよ  
 だ階層に属する人々であつたのだろうか。そ  
 のことと、道民という稱呼を手がかりとして  
 探つてみたい。

道民というのは、慶元上言に「道民と自稱  
 するを得ず」とあるように彼らの自稱であり、  
 また固定した稱呼ではなかつた。Aで道民と  
 稱した湯彦宗が、Bでは道人と記していたが、  
 嘉泰奏状でも、その冒頭には「南山白雲菴道  
 民」とあるのに、後文では「余杭南山白雲道

人としてゐる。ただHでは、「道人、道民、  
行童」と三者を並記されているが、これも三  
者を同じ性格のものとして挙げてゐるの  
である。

と云ふで、道民といふのは見馴れない稱呼  
であるが、奉仏者を道人と呼ぶのは珍らしい  
ことではない。第一、仏教が中国に伝来した  
当初から南北朝時代、僧侶を道人と稱して、  
道教の道士と區別してゐたことは、  
錢大昕曰

十駕齋養新録 五 一九「道人道士之別」等かす  
 へに指摘するところである。(9) 後世でも、僧に

道人の尊稱をつける例は詩文に少くない。

また無着道忠曰禪林象器箋 五 には、宋代の資  
 料を挙げ、「尼を道人と稱す」としている。

それに対して、僧尼でない奉仏者を道人と呼

ぶ場合も稀ではない。張孝祥曰于湖居士文集

五 一三「隱靜修造記」のたかに、建炎の兵乱

で失われた南京鍾山寺の仏殿を再興するの

際して、建築工事は「悉く道人楊善才なる者

に委ね、寺僧は預るところをたしと記  
さして<sup>(10)</sup>いる。この場合の道人は、明らかに僧  
侶ではない。また南宋の紹熙四年（一一九三  
）から淳祐年間（一二四一—五二）まで、平  
江府磧砂延聖禪院で開版された、いわゆる日  
磧砂藏経<sup>(11)</sup>の「大乗伽耶山頂経」は、景  
印本第一五九冊の題記に、

平江府城東磧砂延聖院僧 可消 / 謹発  
心、同施長財伍拾参貫玖伯文、入 経局、  
刊 / 伽耶山頂経壹卷功德、上薦 / 先考陳

念乙道人、先妣孫氏四娘子、亡義母薛氏  
 七十六娘子衆魂、同仗比（此）縁／俱生  
 ／仙国、成就菩提、／淳祐元年五月 日

僧 可消謹題

とあり、僧可消の亡父陳念一は道人と呼ばれ  
 るが、彼は妻子をもち俗人の生活を営む者で  
 あつた。これも、僧尼でない道人の例である。  
 もつとも、宋代では道人よりも道者とか道  
 公、道、女性の場合に道姑などと呼ぶ方が多  
 かつたようである。同じく四磧砂藏經目題記

に例をとれば、曰摩訶般若波羅蜜大明咒經曰

(翔□、七二)に、

本院道者王可暹、因大藏局、廻施長財、

刊造大明神咒經一卷、所集勝因、上

答四恩、下茲三宥、法界衆生、俱出苦

輪、齊成仙道、嘉熙三年六月 日

題

とある。ここに本院とは、もとより大藏經出版局が置かれた延聖院のことであり、王可暹はその院に所屬する道者である。同様の例は、

大方等大集經 一、二（護五、九一）に、  
当院道者、李道懷、発心施財、命工刊造大

集經一卷

とあり、俗像功德經（廿八、一六一）の

施主銜名中に、

華亭県新江郷山同邑四十願庵道者、陶普

覚、捨錢伍拾貫文

とある。そのほか、道者か僧とともに刊経事

業にたがふといふことと示す題記がある。

すなわち、金剛般若波羅蜜經（翔五、七二

しに、

嘉熙三年八月 日募縁僧志円等題、幹縁  
道者張可暹

とあり、道者不<sub>レ</sub>ニの經典の刊刻にあたって幹  
縁者と<sub>レ</sub>な<sub>レ</sub>っている。募縁は刊刻資金の勧募に  
あたる者であるが、僧志円は別の題記では  
幹縁ともみえるので、募縁も幹縁も同じ役割  
であり、右の場合、道者張可暹は僧の志円ら  
を助けて募金にあたりていた者であろう。他<sub>（經）</sub>  
には、<sup>道者</sup>王可暹、張善暹が幹縁者となつた例も



ある。張可暹も王可暹と同様、延聖院所属の道者であつたに違いない。なお曰磧砂蔵経の刊刻は南宋末の大火で中断したか、元代の大徳初年に再開され、やがて朱文清一族、張文虎ついで管主八らの絶大な支援をうけた。これを曰後磧砂蔵経とよんでゐる。そのたかの題記の一つにも、

磧砂延聖寺道者奉仙弟子茅道益（「釈迦

譜八、仙二・四五九）

とあり、元代でも道者の稱呼は用いられてい

たのである。そして彼もやはり、延聖院の後  
身延聖寺に所属する奉仏者であつた。

題記中には、道者のほかに、姓名の後に敬  
稱として道の字をつけるものがある。

安吉州帰安景琅耶郷屠村西田居住奉〔仏〕弟  
子陸道源、捨財一伯千／募到 姚宣公、  
曹七公、祝十一公各四十千、葛超公、王  
廿四道、各三十五千、潘智行三十千、／吳十  
九庵主、徐聰公、姚十四道、立大師各二  
十千、歸百八道、郭百八道、祝四、徐

三姑、費道貴各一十五千、戴三道、蔣三  
 道、沈智慧、姚六公、潘十七公、謝四道、  
 沈百四庵主、孫道然、金八公、沈三二  
 公、施善明、茹七八姑、沈六娘、楊廿五  
 娘各一十千、趙八道、李十公、周廿六公  
 、沈四五公、陳善慇姑、陸善岡、沈五婆  
 各人五千、由是共施殍財、刊經功德、  
 繞仙慧燈、流通大教、各願現世安隱、後  
 生善處、以道受樂、亦得聞法、然後各  
 報四恩、饒益三有、咸承无上菩提、共証

法華三昧者。景定二年三月日弟子陸道

源題（妙法蓮華經卷第四、鳳口、一三〇）

右の施主名には、公字をつけるもの、庵主と  
有るもの、道字をつけるもの、名前だけのも  
のとざすおまであるが、切なくとも公が俗人  
とみられるのに対し、道字をつけたいは道人  
、道者に類するものであろう。妣姚十四道の  
ように、これでは男女の区別は記さずていぬ  
いか、道公、道姑と分けて記す場合もあった。  
つぎは元朝の江南征服の直後より刊行され

た、白雲宗の口普寧寺版藏經(13)中の一題記  
あり。

大藏經局、伏承 平江路吳江縣籌墟南長

并妙明庵錢三九道姑、捨財助刊造／尊經

壹卷、所集良因、端為祝延／聖壽万安、

仍回 勝利、助悼 考錢六道公、妣方氏

五娘子 先兄錢本公庵主／兄錢十四庵主

姊錢廿七道姑、俱獲／勝利超昇。 至

元十七年七月 日杭州路南山普寧寺住山

釈道安題(大方広仏華嚴經卷第五三、黎三・一五)

施主の錢三九道姑は妙明菴の菴主であり、亡父の錢六は道公とあるので道者とみられ、また亡姉の錢廿七も道姑と稱しているから、この錢氏は奉仙の一家であった。これからみると、先の妣姚十四道の道は道姑を略したものであることと分かる。かつて宋元藏經を調査し、元刊大藏經の題記を収集された小川貫次氏の報告<sup>(14)</sup>によると、日普寧寺版藏經の題記にみえる施主名は六〇〇人に近く、そのうち僧二六人、尼四人、優婆塞一〇四人、優婆夷

一人、道人二八人、道姑八人、小道菴主二七人であるといふ。恐らく道人のうちには、道公も含めて数えられているのであろう。

道公とか道の稱呼は、宋元の石刻中にもみえる。陸心源の吳興金石記に一一「報國寺布施記」碑陰の檀越施財置田名銜中に、

当寺華沈三四道公、施己財、置田壹拾畝  
 参角令壹拾参步、入常住收租、每歲三月  
 初五日、遇華道公生辰、斎僧一堂、百  
 年報終之後、移作忌日修崇、植福無盡（

一二葉裏。

とある。報国寺は安吉州烏程県南林、後の南  
潯鎮にあり、この碑は嘉熙元年（一一三七）  
に建立された。この布施記には宋代の長生庫の  
運用方法や寺院経済の実態を知るうえに重要  
な内容を含む<sup>(15)</sup>。さてこの華道公について、陸  
心源は<sup>人</sup>牌陰中の他の施主が「潯溪檀越」「当  
邑檀越」「船居檀越」などと、みな里居を記  
し檀越と稱しているのに、華道公のみは里居  
がなく「当寺」とあり檀越と稱していない



から、彼がその存の人であることは明らかであるが、僧人なら姓を稱することはないので、彼は僧になろうとしてまだ落髮していない者に違いない、と述べている（同書一四一三）。

また単に道と稱する例は、元代の石刻にみえる。一つは同書一三「湖州路報恩光孝禪寺置田記」（至元二十一年、一二八四）の「常住買田中に、

雲水郷十八都上伍保

阡字五圍田陸殺計壹拾畝、元買龔英官人、

葉八二官人、沈小一道、等田

兵字口圍田貳段計參畝參角、元買口(沈)小一  
道、楊口等田

兵字參圍田柒段計九畝壹角、元買口道、  
蔣道、龔官人等田

高字貳圍田壹畝貳角、元買沈小一道、田(  
二葉裏)三葉裏)。

とあり、沈小一道は圍田の所有者であつた。  
また同書一四「長生講院碑」(延祐二年、一  
三一五)の檀越名銜中に、馮宜二道、周千二

道、の名がある。陸心源はこの道は先の道公と同じであるとし、さらに「今俗に寺院に於ける雇工、之を道菩薩と謂う。疑うらくは即ち道公の監觴なりん」と（三葉裏）としていす。

この名銜中には、ほかに屠千四居士、沈十八居士もみえるので、道は在俗の信者である居士とは明らかには区別されたものであり、陸心源のいうように、これは道公の略稱である。ところがすると、同時代の沈小一、道らも同じく道公であり、さらに道公といふのは男性の

稱呼であり、女性は道姑といひ、ともに先の  
道者と同様に、寺院に所属してしかも僧尼で  
ない奉仏者なのである。つまり「道」字をつ  
けた奉仏者には共通した性格が認められ、道  
民とか道人といふのもその同類と考へられる。  
ところが、寺院に僧にならうとしてまだ剃  
髪していい者（中国の）と、中国の仏教々団では童行、行者  
といふ。可禪林象器箋四七、取位門の説明に  
したがふは、行者とは「凡そ剃度を求めて、  
いまだ度牒を買ふを得ず、有髪にして僧寺に

依止する者としてあり、童行は「即ち少年の行者としてありて、童侍、僧童などともいう。さらに道者の項では「童行は又道者と稱す」と述べ、旧説の「渡唐の人説く、中華の叢林に僧道と稱する者は、其の度牒を得て披剃するを、此れを僧と謂い、いまだ度牒を得ず、有髮にして僧と同じく誦經する者、此れを道と謂う、即ち行者なり」といふのを引き、道忠は僧と道士とのことであり、道は行者であつて道士にはあらずとする旧説を斥けてゐる。

ただし、これは可勅修百丈清規正聖節にみえる僧道に ついてであつて、彼の可勅修百丈清規左觸正には、余謂えらく、此の義へ道即行者し無しとは言わざるなり。若し別処に僧道と書いて、道士を以て解すべからざる者は、則ち之を用ふべし（一九七七年、中文出版社景印本一八六頁下段）と述べ、僧道という言葉に二つの意味があることを認めている。上記の石刻や大蔵経題記にみえる道、道者、道公、道姑等にしても、称呼自体は道教徒に用

いることもあるが、この場合は佞教徒、とくに童行、行者を指すものとみられる。前章「宋代売牒考」に挙げた王之道の筒子に、度牒の発売を禁止した結果、「披剃披帶せよ」といふことも、例として参頭、道者を以て名と爲し、至る所に雲集す」と記し、前掲Hに「道人、道民、行童」を列举するのは、其れを証拠立てるものである。

宋代では、出家得度するには種々の制限があった。年齢の点でも、男は一九歳（時に二

。歳)、女は一四歳以下の者は出家を許さ  
なかつた。したかつて童行といつてもす  
成人のはずであるが、四慶元条法事類正道叙  
門中の諸法規は用語を童行に統一して  
この童行から一人前の僧すなわち沙彌に  
なるためには、前章で述べたように、祠部が梵行  
する度牒を手に入れなければならぬ。宋代  
では入手の方法に、試験によるもの(試經度  
僧)と皇帝の特別の恩恵によつて無試験のも  
の(特恩度僧、略して恩度)とがあつた。と



こゝが神宗の時から、財政難を救う一つの方  
 策として空名度牒の出売が行われるようになった  
 り、試經度僧は次第に空文に等しくなつて、  
 南宋では僧になる道はほとんど度牒買得の方  
 法に限られた。しかも国庫収入を増やすため  
 に政府は度牒価格を釣り上げ、神宗の時に一  
 道一三〇貫であつたもの加、南宋では七、八  
 〇〇貫になり、一〇〇〇貫を超えることにも  
 なつた。ところが、入寺以来、永年修行を  
 積んだ行者も、経済的理由から度牒を得られ

か、僧にたれない。そこで寺院のたかひは度僧局を置いて、金融事業や不動産の収益を積立て、寺内の行者の度牒買得費に充てることもあった。

およそ童行の数はこれほどであったのだが。一つの例を示そう。天禧三年（一〇一九）八月三日赦書によつて、現に係帳する童行の普度を許され、その時、得度して僧尼にたつた者は二四万五七七〇人であった（宋会要道叙一一二二、二三）。その翌々五年の僧尼統計で

は四五万八八五〇人となりており、同一一三  
 、ニ水が宋代を通じてのもつとも多い僧尼数  
 である。この数のなかには、二年前に普度さ  
 れた童行二六万余を含むのであるから、天禧  
 三年の普度直前では、僧尼数はその童行数を  
 差引いた二一万余といふことになる。もちろ  
 ん二年間の増減を無視した、機械的な計算で  
 あるが、これによつて当時でも、童行の数が  
 僧尼数を上回つていたことゝ分かる。思度は  
 その後もたびたび行われただか、童行一〇人の

うちで一人とか、僧一〇〇人につき一人とかに制限されてきたから、僧尼になるのはまったく狭き門であった。その結果、僧尼になれない年配の行者が寺院に多くたつたのも、当然のことであった。元豊二年（一〇七九）十月十七日、在京の宮観寺院の童行のうち四〇歳以上、長髪（女人）童行の三〇歳以上の者が特に得度と許され、度牒を授けられており（同一二九）、北宋でも行者の高齢化がすすんでいたのである。まして南宋になって、一時度

牒の発売が停止された、その再開後でも空名度牒の買得が一般の行者にとって高額の花となれば、僧にならば、一生、寺の雑役にのみ従事する行者が多数存在していたことは、容易に推測できる。

行者は寺に住んで、修行のかためら寺の雑役に従う者であり、上記のよろに、そのなかには田土を所有する者、多額の錢を大藏経局に施捨する者もいたが、一般には行者は卑い身分とみなされていたようである。曰 禪林宝

訓三に、寺の常住穀を盗んだ地客を庫子行者がつかばつた話を載せ、妙喜（大慧宗杲）はこれをつゝ烏乎、小人の狡猾なることかくの如しと評したと記す。また別に、行者と地客とが殴りあつた時、住持は行者の方を処罰したという話も同書に載せる<sup>(16)</sup>。これらによつても、当時、行者は佃戸と変わらぬ小人とみられていたことが分かる。陸心源は「俗に寺の雇工を道菩薩という」と述べて、現代

漢語詞典（試用本、一九七三年商務印書館）

にも、道人の語について、方言として「寺で  
 雑事を扱う者を道人」というレとの解を挙げらる。  
 こうした道の字をつけた寺院の雑役人は、陸  
 心源が指摘するよりに、宋元代の道人、道者、  
 道公などには由来するものではない、それらは行  
 者に他ならぬ。彼らは僧となる可能性はも  
 っているが、現実には、敦煌の寺戸(門)にみられ  
 るよりに、寺院の隷属民と変わるところはな  
 かった。

と二三で童行は、出家して寺に入ると童行

の籍に登録され、いわゆる係帳の童行となり、正式に童行の資格をうる。そしてその時点で一般戸籍からは除かれ、編戸の外に出たと思われるが、そのほかどのような手続を経て行われたのか、具体的には明らかでない。その上、宋代では童行であっても差役は免除されなかつたが、出家して再び佐々童行になるときはしてその義務を果たしたのかも疑問であった。(18)

もちろん国家から認められた童行、行者に対して、係帳されない未公認のものは存在し



た。コホを白衣道者とかせ道とよが、しばし  
 は取締りの対象となつた。嘉泰二年（一二〇二）  
 六月十三日の臣僚の言に、

このころ、いれゆる白衣道者なるものあり、愚俗を髣髴せ、看經念仏し、男女  
 を雑混して、夜聚曉散し、相い率たらいて風  
 を成し、呼吸の間に千百響応す。江浙今  
 に盛人なり、閩コホに次ぐ。

とあり、白衣道者が民衆と結集して不測の事  
 態を起すのをおそひ、彼らに住む私菴の創

建を禁じ、各地の監司に命じてまじしく覺察せしめた（宋会要刑法二一一三二）。また嘉定二年（一二〇九）七月四日、權知漳州薛揚祖の言に、

漳郡の民、度牒に假よらおして、奉仏を以て名と爲し、私に菴寮を置く者あり、その弊をもと甚し。男子は則ち白衣道者と稱し、女子は号して女道という云々（同二一一三六）。

とあり、彼もまたその取締りを要請している。

此水より先、紹熙元年（一一九〇）に知漳州となつた朱熹は、その年の八月に「女道の還俗を勧める榜」を告示しており（朱文公文集一〇〇）、福建のうちひもとくに漳州に女道が多く、長年にわたつて地方官を惱ませていたのである。この榜文のため朱熹は「民間には多く法に違つて私に菴舎を創り、又多くは女道住持す」と記しており、女道というものは、上記の妙明菴錢三九道姑と類似の境遇にあつた者と解せられる。白衣道者というのも、白

衣すはわち俗人の道者の意であつて、具体的には僧の資格を示す度牒をもたず、また童行の籍に係帳されていざいと云ふの非合法の行者であつて、偽政者からみれば違法の奉仏者であつた。

ここであれわれは、慶元上言に道民を説明して、一既に僧道にあらず、また童行にもあらざ、編戸の外において、別に一族をなす者とする意味を了解することゝかゝる。道民といふのは、度牒を買得した僧でも、係帳の

童行でもなく、さりとして一般の俗人とも異な  
 る、いわゆる白衣道者に他ならぬか、たので  
 ある。だからこそ、道民も喫菜事魔の烙印を  
 おされて、弾圧をうけぬはならぬか、た。い  
 いかえれば、道民という稱呼は彼らの自稱で  
 あり、浙西で活動する特定の奉仏者集団を意  
 味したか、その時代、道民と同様の奉仏者は  
 江浙のほか、やはり仏教をさかんとあつた福  
 建にも多く存在したのである。また上記の諸  
 資料にみえる道人、道者、道公、道姑、道と

稱する人々も、違法の存在であつたか否かは  
明らかでないにしても、等しく道民と同じ性  
格の奉仏者、仏教々団の階層をいへば童行、  
行者にあたる者であつた。

### 五 道民と白雲宗

はじめに述べたように、嘉泰奏状は白雲宗  
徒と道民あるいは道人と呼んでゐるが、実は  
両者を結がつけるのはこの記録のみであつて、  
慶元上言も白雲宗には触れぬ。それでは道

民と稱する信仰集団は、果たして白雲宗徒であつたか否か、つねに検討しなげねばならない。白雲宗については、すでに重松俊章、小笠原宣秀、小川貫弍氏らの研究<sup>(19)</sup>により、たゞり明らかになりつつあるが、なお解明するべき問題は少なくない。ここでは取りあへず、従来の諸研究を参照しつつ、道民との関係を中心に考察する。

白雲宗の開祖孔清覚（一〇四三—一一二一）は洛京登封県の人で、孔子第五十二代の孫とい

う。元祐七年（一〇九三）江を渡り、翌年、杭州の白雲菴に住んで開宗し、菴名をとって白雲宗と号した。彼は杭州のほか、大觀元年（一一〇七）には湖州歸安県千金市に十地菴を、ついで烏程県菁山に出塵菴を建てた。また嘉興府崇徳県の甌山、松林、善住はみな彼の行道の所という。彼の死後、遺骨は杭州余杭の南山のほか、湖州徳清県の龍山、超山、方山、乾元山、歸安県の巖山に分葬された（釈氏稽古略四）。このように、白雲宗は開宗当初か



ら浙西の湖州、嘉興府などにみられる。たしかに湖州は杭州と並ぶ白雲宗の拠点であつて、元の江南征服直後の白雲宗主道安はもと湖州妙嚴院の住持、そのより三〇年後の宗主沆明にも湖州帰安県大慈隱寺の住持といふように、宗主は多く湖州から出ていた。この地方は、上述の道民が活躍した地域でもあつて、両者は先か活動の地域を合致する。

南宋の白雲宗の動静については、嘉泰奏状以外にましまつた資料がなく、詳しいことは

分からないが、江南が元朝の支配下に入ると、白雲宗はいち早く公認の宗派となり、権貴と結ぶついで勢力を伸ばしたので、その活動状況を記した資料もいくらか存在する。(元代における白雲宗の消長については、次章で論ずる。)先ず道民資料Dはその一つで、これは前白雲宗僧正明奉の宗門の二十余の寺院を率いて、長興州の東嶽行宮を重修した記録である。また黄潛の金華黄先生文集四二八「済南高氏先塋碑」に、

「高仁」嘉興路總管府治中を授けらる。

時に列郡、方に祠を作り帝師を奉ず。凡そ材用を<sup>きた</sup>乞ふ、匠、傭を召すこと、一に民力より出ず。公、独り浮屠氏の白雲宗に籍せらるる者に諭して、その役に任せしめ、官に一粟の耗なく、民に半餉の勞なくして、祠事以て備わす。却使者、復た最を以て聞す。

とあり、この白雲宗は帝師殿の建築を請負わされてゐる。つまり白雲宗教団は道民の

功行の一がある祠廟建築の面で活躍し、世間から土木建設集団と目されていたのである。ただし被りの橋道修建を示す明確な資料は、今のところ見出せない。

以上、きわめてわがみな資料からではあるが、宋元代の白雲宗は南宋の道民と同様の性格をもつ信仰集団であり、嘉泰奏状に記すように、白雲宗教団即道民であるともみられるのである。しかし白雲宗の僧かすなわち道民であったとは、仕切しもない。資料Dに白

雲宗諸寺院とは別に、道民張師淨の名があり、しかもそれは施主名銜中の最後尾に置かれてゐる。次章で詳しく述べるが、蘇天爵曰滋悞文藁曰一一「高昉碑銘に、

浙西の豪民、所居をば仏廬と爲し、家を奉けて度して僧尼と爲る。其の教を号して白雲宗と曰う。

とあり、元代白雲宗の僧はおおむね浙西の豪民富戸であつたが、道民は元代でも俗姓を稱した半僧半俗の奉仏者にとどまり、教団に統

率されて諸種の土木事業に従事する下層の信者たちであつたよふである。是して爲政者からは、彼らは「諸僧亦私蔽する猾民」(資料H)とみなされたのである。

## 六 六才む

本章は従来紹介されることのなかつた可興興金石記<sup>五</sup>等の道民に関する資料を手あかりとして、南宋から元代にかけて、浙西地方に活躍した道民なる者について、その社会的基

盤、階層身分等を考察し、之を白雲宗統を  
含むるの事あつたことを推論した。しかも、

宋代には遺民と類似の奉仏者は各地に存在し  
て、道人、道者、道公、道姑、女道、道など  
と呼ばれた。彼らは僧を志して僧にならず、  
寺院に所属して雑役に従ひ、佃戸や雇工と同  
等視された。小人、下積みの階層であり、  
あるいは國家の認知を得るが、官憲の取締  
りを受けずた非合法的な奉仏者であつた。この兩  
者はまったく異なつた階層のごとくにみえる

如、その違いは合法者の違法者か此す可なり、  
その点か爲政者にとつては治安維持の上で重  
要であつたとしても、現実には、兩者の性格  
に顯著な相違はなかつたと考ふる。違法者と  
された道民も、当時の石刻にその姓名を刻み、  
地域社会では歓迎された存在であつて、その  
土地では決して不法者扱いを受けていたわけ  
ではなかつた。むしろ、この時代に真の信仰  
に生き、社会に貢献してゐたのは、莫大な金  
錢を積んで度牒を買得し、さういふかな法衣



に身をつつんだ「高僧」たちではなく、合  
怯と違怯とを問わぬ、「道」字をつけた半僧  
半俗の奉仏者の方であつた。そして、元末以  
後、爲政者を悩ました白蓮教徒といふのも、  
社会的にはこのような奉仏者であつたと考へ  
られる。

第八章 元朝の江南支配と白雲宗

## 一、はしがき

宋元時代に活動した仏教の異端教団、白雲宗については、すでに重松俊章、小笠原宣秀、小川貫弑、孫克寛氏らの研究<sup>(1)</sup>があつて、その実態はかたまり明らかになつてゐる。たがひも小川氏の一連の論文は、白雲宗が開版した普寧寺版蔵經の題記を資料として、この教団の組織や布教圏、活動状況等を解明し、元代宗教史に新生面を開いたものである。しかし小川氏は白雲宗自体の活動状況を究明すること

に重点を置かれ、これに活動した時代の政治  
的社会的背景にまで及んでおられない。そ  
のためこの教団の性格についても、単に「農  
民の絶大な支持をえて」「浙西地方に盛行し  
た庶民仏教の教団」と規定するにとどまり、  
当時の江南が異民族の元朝に支配されていた  
という、政治状況との関係が充分には顧慮さ  
れていない。一方、孫氏のものには、元人文集  
中の白雲宗関係資料を紹介した短文の劄記に  
すぎず、従来の諸研究の成果をふまえた本格

的な論文ではないが、この教団の性格について示唆に富む指摘がなされている。

前章において、南宋の浙西地方で活躍した道民について、彼らは朝廷の弾圧をうけたにもかかわらず、地元の権貴と結んで土木建設等にたずさわっていたこと、白雲宗は道民であったことを明らかにし、元代の道民についても触れるところがあった。この章はその続編として、小川、孫氏らの研究をふまえて、元代白雲宗教団の政治・社会背景を探

り、その性格をうかがってみたい。

## 二、元朝の江南征服とその宗教政策

元朝が江南を征服した当初、白雲宗の宗主は古山道安であった。小川氏の調査で明らかになったように、道安は南宋末の宝祐五年（一二五七）、是庵信上人遷化の後をうけて湖州妙嚴寺の住持となり、<sup>(2)</sup> やがて白雲宗の本山である杭州南山の普寧寺住持を兼ねた。元が江南を支配すると、彼は江淮諸路釈教都総攝所

働きかけて白雲宗存続の承認、白雲宗僧録と  
 僧録司の設置ならぬに大蔵経出版の認可をと  
 りつけた。そのうえ都総撰所から大都にいる  
 担八上師への紹介をうけ、上京して世祖フビ  
 ライに謁見を許され、世祖から白雲宗護持と  
 大蔵経出版事業支持の聖旨を賜わった。<sup>(3)</sup> 都総  
 撰所を設置されたのは、後述のとく至元十  
 四年（一三六七）二月であり、また大蔵経の出版  
 も同年に開始されたというから、彼の上京は  
 その年のぬぬのことに相違ない。彼はのちに再

度上京して、十八年（一三八一）大都の大延壽寺  
で没したか、出版事業の方は彼の弟子たちが  
継承し、二十七年（一三九〇）にいたって一応完  
成した。(4)

このように元朝征服直後における白雲宗の  
積極的な活動は、江南仏教界におけるどのよ  
うな意味をもっていたかであろうか。その点  
を、元朝の江南宗教政策を通してうかがって  
みよう。

およそ元朝は江南征服に際して、**仏教道教**



を優遇し、それを通じて人心の收攬をはかろ  
 うとした。臨安がまだ落ちていない至元十二  
 年七月、早くも、使を江南に派遣して、儒、  
 医、僧、道、陰陽人等を搜訪せしめ（元史八  
 ）、臨安が陥落すると直ちに、臨安新附の府  
 州司県の官吏、士民、軍卒人等に対し、  
 前代聖賢の後、高尚なる儒、医、僧、道  
 、卜筮…、所在の官司に仰せて、具して  
 名を以て聞せよ。名山大川、寺觀、廟宇  
 …、拆毀を許さず（十三年二月丁未）。

と詔諭して、存觀廟宇の保護をも命じた。また同年四月壬午には、道教の伝統派である正一教第三十七代天師の張宗演を宮廷に招き、翌十四年正月、彼に演道靈応冲和真人の号を与え、江南諸路の道教を統率せしめることとして、彼を江西の龍虎山に帰還させた（同九）  
可漢天師世家にによると、彼に二品官の銀印を給して江南道教を統べしめ、自ら度牒を発給する権限を与え、路州に道録司、県に威儀を設けて彼に統属せしめた<sup>(5)</sup>とあり、江南道教

の最高指導者としての大きな権限を、世祖は張宗演に付与したのである。その後も彼は十七年と二十四年とに上京し、前者では道教經典の真偽を判定する評定に加わり、四道德經以外はすべて偽經であるとする決定に同意している<sup>(6)</sup>（十八年）。この評定の結果、四道德經以外の道經はすべて焚毀せよとの命令が出されたため、張宗演の弟子で、彼とともに上京し、その帰還後も都に留まっていた張留孫らとり直し、この禁令は緩められ、また

地方ではこれが厳密には実行されなかつたと  
いわれる。(17)

それにしてても世祖は、華北の道教である全  
真教にきびしい態度をとつたのに対し、江南  
の道教、正一教については張宗瑄の統率に中  
だぬ、絶大な恩典を与えてゐることは、注目  
しなければならぬ。いうまでもなく、これは  
は江南統治の円滑化を願つての措置である。  
そして元朝の正一教に対する優遇は、世祖の  
後にも変わることを知らなかつた。

張宗演のほかにも、江南征服直後に世祖に  
 召されて上京した道士は一、二に止まるべき。  
 杭州宗陽宮の尊師杜道堅は至元十三年に<sup>(8)</sup>、慶  
 元路の觀妙葆真先生は十四年に<sup>(9)</sup>それぞれ召見  
 され、董德時は十五年に召され、早を禱つて  
 靈応あり、修真通元体妙法師の号を賜わった<sup>(10)</sup>  
 。さらに十七年には、三茅山上清四十三代宗  
 師許道圯が世祖の臂疾を祈禱によって治癒し、  
 祈雪止風の祈禱にも靈験があつたので、茅山  
 宗護持の聖旨をうけた<sup>(11)</sup>。同宗の三十八代宗師

蔣宗瑛もまた十八年に招聘されてゐる。(12)

このように江南道教については、<sup>世祖は</sup>征服早々に高名な道士を宮廷に召見して、護指聖旨、官秩璽印を与え、江南道教々団の統率をゆだねた。それによつて、仏教の方では、至元十年代に召見した高僧はなく、また自主的に教団を統制させることもなかつた。かえつて十四年二月才女わち臨安陥落の翌年、元朝は僧亢吉祥と伶真加加瓦とを江南総攝に任じて、江南の仏教々団を統御せしめた(元史九)。

とくにその時期に、江南仏教行政を牛耳つて  
 いたのは、宋陵を発いたこととて悪名高い楊璉  
 真加<sup>(13)</sup>であり、彼もまた江南總統もしくは江淮  
 總攝の肩書をもち、楊總統と呼ばれた。史書  
 には彼が何時その小に任ぜられたかを記録しな  
 いが、林景熙「夢中作四首」(霽山文集三)  
 の題注に、

元兵宋を破る。河西僧楊勝吉祥、行軍し  
 て功有り。因つて杭「州」に於いて江淮  
 諸路釈教都總統所を置き、以て諸路の僧

人を管轄するを得たり。時に楊總統と号す。盡く越土の宋の諸帝の山陵を發き、云々。

とあり、征服直後に杭州に都總統所を置かれ、たゞと、楊勝吉祥は楊璉真加にほかにあらず、彼がその初代の總統になつたことか知られる。また吳澄「董文炳神道碑」(吳文正集六四)にも、

是より先、楊僧、司を杭に立て、僧教を総攝し、貪淫驕横たるも、敢て誰何



するもの莫し。

とある。そうだとすると問題は、曰元史に記す初代総撰の元吉祥、伶真加加瓦と彼との関係であるが、小川氏によれば、普寧蔵四華蔵経四卷四〇の道安（至元十六年）と如志（同二十七年）の識語に、

大元帝師、大元国師担八上师、江淮諸路都総撰扶宗弘教大師行吉祥、江淮諸路教都総撰（後者は都総統）永福大師揚璉、  
真佳、

のためには祈願するところがあり、曰仙本行集  
経に卷六〇には、江淮諸路釈教都総撰永福大  
師楊璉真佳不宝鈔を施入した題記（至元十六  
年）がある。<sup>(14)</sup> また如志の識語中に、総撰加瓦  
八ら不<sup>カ</sup>大蔵経出版の勸縁となり、総撰の扶宗  
弘教大師行吉祥、総撰の永福大師楊璉真佳は  
都勸縁とあるともいう。つまり当初の都総撰  
所には、総撰の元（行）吉祥と怜真加加瓦（  
加瓦八ら）、総撰の楊璉真加かいたのであり、  
しかも怜真加加瓦よりも楊の方が上位にあつ

たごとくである。ただ三人の職務分担、総撰と総統の称号の區別―小川氏の記録でも楊の肩書に両方がある―等は、依然として判然とし  
ない。しかし少なくとも、都総撰所の実権は、創設当初から楊が握っていたのである。

元朝は都総撰所を設置して、僧の租賦を免除し、寺宇を擾すことを禁ずるなどの保護政策を行つた。ことに楊総統は、先に南宋寧宗の撥宮に當てるため毀された浙東諸寺を復興し（元史一三）、占拠されていた廢寺の田

土を取りかえして寺院修築費に充て（同一四）  
宋の宮室をもつて塔一と寺五をつくり（同一  
五）、良民五十万を諸寺の佃戸に入れる（  
同一〇）など、極端な仏教優遇策をとつた。  
このような施策から、彼の征服者としての  
強権ぶりがうかがわれる。僧のなかには、彼  
の権勢を恃んで、強引に道観を仏寺に改めた  
者もいた<sup>(15)</sup>。

ところで楊總統のこころした強圧的な仏教優  
遇策は、江南の仏教界にとつても、必ずおし

も歓迎すべしものとはいへなかつた。なほ  
 も南宋では支配的地位にあつた禅宗にとつて、  
 とくにさうであつた。そのことと示す事件の  
 一つは、彼の斡旋で開かされた教禅廷辯である。  
 至元二十五年正月十九日、楊總統は江南の  
 教、禅、律三宗の諸僧を集めて燕京に赴き、  
 世祖の御前において仏法を説かしめた。曰く仏  
 祖統紀は四八によれば、このとき禅宗は「雲  
 門公案」を挙げたが、世祖は悦ばず、教僧の  
 雲夢允沢法師の説法が世祖の旨に稱い、教宗

が禪宗の上位に置かれることになった、とある。可統仏祖統紀の一の允次位にも、ほぼ同様の記述がある。また劉仁本「送大璞珉上人序」(羽庭集二)に、

我が朝の世皇に至って、總統楊璉真、入覲して旨に希うに、因って、教を陞して禪の右に居らしめ、別に菑衣を賜い、以て之を旌異す。

とあって、上記の事実を裏付ける。ところが可仏祖歴代通載二二では、徑山の雲峰和上

と世祖との問答を詳しく記録し、彼が百法論正を講ずる仙林と延辯し論破したので、上皇情大いに悦び、御領を奉じ、寢殿に歸つて食を賜うしと記されている。つづく雲峰妙高伝には、このときのことを記して、

戊子（二十五年）春、魔事忽ち作り、教徒潛かに禪宗を毀つ。師（妙高）之を聞ま、嘆じて曰く、此れ宗門の大事なり、吾まことに死を忍んで以て之と争わんと。遂に一、二の同列を拉して京に趨る。旨あ

り、大いに教禪を集めて廷辯せしむ。上  
問う、禪は何を以て宗と爲すと。師奏す  
らく。又宜して榻前に進ましめ、仙林  
諸教徒と、返復論難せしむ。仙林辞屈す。  
上大いに悦び、衆喙乃ち熄ぬ、禪宗按堵  
すること初めの如し。陛辞して南歸す。

とあり、妙高は禪宗の一大事と、急拠、一、二  
の同僚を引きつけて上京し、御前討論の座で  
仙林ら教徒を論破して、禪宗はもとよりごとく  
安堵されたという。これには、楊總統が廷辯



を斡旋したことも、教禪の序列のことも触れ  
 られておらず、まったく禪宗擁護の立場で書  
 かれた記事であって、すいてか事実とは受け  
 取れない。よし事実であつたとしても、妙高  
 の奮闘で得たものは、禪宗の「按堵如初」で  
 あつて、教禪序列の逆転にまでは至らなかつ  
 たようである。それにしても、この序列の変  
 更は、禪宗にとって大きな衝撃であつたらし  
 いことゝみ、妙高伝はうかがわれる。

この御前討論が行われた同じ年、世祖は江

隆に三十六の御講所を設けて、北方の慈恩宗  
を弘布せしめた。大訃「金陵天禧講寺仏光大  
師徳公塔銘」(蒲室集一二)に、

国朝、仁慈を以て政を爲し、萬く仏教を  
尚む、又益々慈恩の学を信ず。是れより  
先、其の学は北方に盛んにして、江南に  
伝ゆる者幾んど無し。至元廿五年、江淮  
諸路に詔して、御講三十六を設けし、  
其の宗の経明行修なる者を求めて之に分  
主せしめ、広く徒を訓えしむ。時に東昌

の徳公、首めて選を被り、世祖召見して、  
 食と衣とを賜い、旨を奉いて建康に來り、  
 天禧、旌忠二寺に住して、日に法華、楞  
 嚴、金剛、華嚴、大藏等の經を講ず。

とあり、世祖の命をうけて北方の慈恩宗の僧  
 が江南に送り込ませ、各地の御講所で法相教  
 學を講じたのである。日新鑑稽古略続集の一、  
 吉祥禪師伝にも、

鎮江普照寺沙門普喜、吉祥と号し、山東  
 の人なり。慈恩相宗を精究し、唯什（識）

、師地、因明等の論を研修す。是の年、  
世祖、江淮御講の所を叙立し、普照は一  
に居り、師に詔して之を主らしむ。

とあり、鎮江には普照寺に御講所を置かれ、  
山東出身の普喜がその講席を主つた。また口  
通載は二二世祖弘教玉音し百段の一に、  
帝、宋を平け<sup>おわ</sup>る。彼の境は教流通せざ  
れば、天下<sup>より</sup>教僧三十員を揀選して、彼  
に往きて説法利生せしむ。是れ經由つて  
直南の教道大いに興る。

とあつて、この結果、江南に慈恩宗が大いに興つたという。ここには派遣した教僧は三十員と記され、前記の御講三十六所と合わぬか、恐らく徳公のごとく、一人で二所の御講を担任する者が幾人かいたのであろう。

唐玄奘の弟子窺基にはいまる慈恩宗は、宋代においても華北には行われ、それが金代に継承されて、金版大蔵經中にその関係の章疏が入蔵されていたことは、塚本善隆氏の研究に詳し<sup>(16)</sup>。右の徳公すむわち志徳(一三三五)一三

二三)は山東東昌の人、普喜もまた山東の人と  
あるので、この当時、山東地方に慈恩宗が盛  
行していったようである。一方、江南では五代  
兩宋を通じて禪と天台とが仏教の主流を占め、  
上掲の文にも記すように、法相等の教は行  
われないか、た。曰統紀曰通載曰等の宋元仏  
教史籍は江南の僧が編纂したものであるため、  
華北の仏教事情を記すことか少く、慈恩宗  
の動向も明らかではないか、元代でもこれ華北で  
優位を占めていたことか、世祖のこの措置か

らも知られるのである。

世祖の御講所開設は、華北の教宗仏教と禪、天台の盛んな江南に、勅命を以て強引に弘布せしめようとするものであつた。江南の既存教団にすれば、これは屈辱的措置と感ぜられたに相違ないが、征服者の絶対命令とあれば、華北教僧の御講を苦々しく眺めるほかはなかつたであらう。故かひも教宗をまじしく対立する禪宗にとつては、このうまい屈辱であつたと思われる。

世祖は仏教を信奉し、兩税を以て免除して僧徒に安心して修行させるための優遇措置を講じ、それと江南にも及ぼした如く、一方では淮  
北教都總撰所の設置、教禪廷辯、御講三十六所の開設を通じて、世祖は隆盛を誇つてきた  
江南仏教を統御し、その教風を改変しようとした。とくにその標的は禪宗であつた。宋代  
において士大夫階級とかく結ばつき、仏教界のなかでも特権的地位を占めていた禪宗勢力を抑えることは、  
元朝の江南支配のため



必要な措置であつたと思われる。至元中に江南の道士が続々と召見されてゐるのに、僧侶の召見記事が見られぬことも、そのような世祖の宗教政策の表われであつた。

世祖の江南仏教政策の仕上りは、至元二十年（一二九一）建康に行宣政院を設置し、三十二年にこれを杭州に移したとある（至正金陵新志五）<sup>(17)</sup>。かの総統楊璉真加は、すでに二十九年はじめに死去してゐた。行宣政院の揚州から杭州への移転は、彼の死と何らかの

関連があつたのであろう。この行宣政院の長官は、都総攝所が中央から派遣された僧ばかりであつたのに対して、僧俗各一員が任せられ、その首席は江浙行者の丞相が平章が兼任した<sup>(18)</sup>。このように形式上、行政官の統率下に置かれたことは、元朝の教団統制がようやく戦時体制を脱したことを示している。しかしその時は、すでに世祖の末年であつた。行宣政院が杭州に移つた翌年正月、世祖は没して、成宗が後を継いだ。翌元貞元年（一二九五）、禪

僧の悦堂祖闍を召見を許された。これは世祖がとつた禅宗抑圧策の終焉、対江南仏教政策の轉換を意味する出来事であつたとみられる。これ以後、江南の禅僧の活躍がめだつてくるよりになる。一方、御講所は何時まで存続したのか明らかでないが、「教道大いに興る」といふのは一時的なことであつて、結局は禅宗に圧倒されたよつてである。

以上のよつた世祖の江南宗教政策からみれば、白雲宗が創設早々の都総攝所の保証を得

上京して世祖から護持聖旨をうけ、大蔵經の  
開版を行つたことは、江南仏教界においてき  
わめて異例に属することであつた。白雲宗に  
対する元朝の処遇は、むしろ道教の正一教に  
類似していた。こうして、南宋では異端邪偽  
の教団として白眼視され、弾圧をうけた白雲  
宗は、江南事情にうとい異民族の征服者に逸  
早く接触してそのお墨付をえ、公認の教団と  
なつたのである。そして既成教団を抑えられ  
ている間に、この教団は楊總統らの後ろ楯を

えて、大いに教線を拡大したとみられる。た  
 だ当時、一般に白雲宗は仏教の一派とみられ  
 ていたが、白雲宗徒自身は、後述のとく、  
 「釈氏と別してあると意識していたようであ  
 り、元朝の方でも、曰元典章に白雲宗と  
 頭陀宗とを「和尚」とは別扱いにしているこ  
 とから、少くとも正統仏教と見なし  
 ていたかうたのである。だからこそ、抑圧さ  
 れた既成教団を尻目に、大いに教勢を拡大伸  
 張するこゝとができたのである。

も、とも白雲宗が既成教団と没交渉であつたわけでは無い。とくに大藏經の開版には、杭州一帯の教禪各僧が参画し協力した。その中には、かの雲峰妙高が含まれ、また慈恩宗の僧も校勘に加わつていた。<sup>(19)</sup> これが新興の白雲宗を中心にして組織されていくところ、この時期の特異なすゝたをみるゝとあはまる。

### 三、元朝の白雲宗弾圧

征服者の威光を傘にきて、白雲宗は公然と

勢力を拡大し、数万頃にのぼる田土を所有し、  
 数万から十万に達する教徒を抱える江南の大  
 教団に成長した。その布教圏は、小川氏が普  
 寧寺藏經の題記から歸納された<sup>(20)</sup>ように、浙西  
 地方とくに湖州路、嘉興路であった。それは  
 南宋時代の布教地域と大きな変化はない。同  
 しく異端と目された白蓮宗も、資料的におさ  
 えられる地域はけしも廬山、丹陽、建陽、江  
 西都昌縣、平江路と江南一帯にわたっている  
 のと、まわめて対照的である<sup>(21)</sup>。当時の浙西は

いふまでもなく、中国の穀倉地帯であり大土  
地所有が著しく発展し、また海上貿易の盛ん  
な先進地帯であった。そこで白雲宗は、この  
地域に住む権貴、富豪と深いつながりをもつ  
た。南宋の道民と宗室趙氏とのつながりを示  
す石刻資料を前稿で紹介したが、宗主古山道  
安もまた宋の宗室の支援を受け、いた記録が  
ある。前掲牟巖「妙嚴寺記」に、  
道安、知を趙忠惠公より受け、維持翊助  
せられ、部符を給して、甲乙流伝と爲す



しむ。

とあるのがそれである。趙忠惠公とは太祖十

世の孫に当る趙與箴（一一七九—一二六〇）であり、

日宋史正四二三の伝に、「至る所、財利に恣

にして、聚斂の臣に幾し<sup>ち</sup>と記され、貪慾た

利殖家とみられて、評判のよくない人物であ

あつたらしいが、一面、平江府儒学を増修し

たり<sup>(22)</sup>、大蔵経出版を援助する<sup>(23)</sup>など、地方文化

の向上に力をつくし、蘇州には彼の生祠が建

てられただけであつた<sup>(24)</sup>。

白雲宗教団は、このような権貴に支えられ  
るとともに、工匠役徒を抱えたいわば土木建  
設集団として、元代でも長興州の東嶽廟や嘉  
興路の帝師殿の建築を請負っていたことは、  
前章で紹介した。

浙西における白雲宗教団の隆盛は、元朝と  
しても坐視するわけにはいかず、やはり、し  
ほしば教団に対する手入れが行われることに  
なつた。とくに大徳年間と延祐年間とに、大  
がかりな検挙弾圧が行われた。そのなかでも

注目されるのは、前者の場合であるが、可元史にこれについて明確な記述がないため、従来看過されてきた。はじめてこの時の弾圧について指摘したのは孫氏であつて、その依拠した史料は、元人文集中の諸記事である。これらの記事には、当時の白雲宗について、  
 其れ知れつゝのよう記されてゐる。

- (1) 浙西の豪民、居る所に即いて仏廬を爲り、家を拳拏て度して僧尼と爲し、其の教を号して白雲宗と曰う。諸悪少肆に不

法を爲し、民の田宅を奪い、人の子を  
奴にして、其の擾に勝えず（滋侯文藁一  
一、高昉碑銘）。

(2) 浙西の大猾、愚民を聚め、僧衣を服し、  
復た自ら白雲宗と号して、以て親氏と別  
つ。衆は数万に至り、権貴に依り、名爵  
を冒し、州県も敢て誰何する莫し（金華  
黄先生文集一四、蘇学士画像記）。

(3) 白雲宗は富人を強梁して、相率いて厚  
貨を出ださしめ、権貴に要めて、親教に

依傍して、官府を立て、其の人を部署して、煽誘劫拊し、其の徒數万を合して、州県を凌轢し、姦利不法を爲す者なり（道園學古錄一五、蘇志道墓碑）。

(4) 浙西の豪民、仙を以て標榜を爲し、相煽して姦を爲し、衆數万に至る。白雲宗と号し、印を握つて以て其の属を統ぶ。

公私之を病む（至正集四七、蘇志道碑銘）。  
 これらの記述から、白雲宗というのは、浙西の豪民に支えられたというより、豪民そのもの

のの教団であつたことか分かる。前述のこと  
く、世祖の時、僧人は兩税まで免除され最惠  
待遇を享受されたから、浙西の大地主たちは  
白雲宗の僧とたるとして免役をほめたのみ  
らぬ。白雲宗を統率する宗攝所は、道教の  
正一教同様は度牒発行の権を授けられたと推  
察され、國家の承認を以ていくらでも得度さ  
せることゝあつたであらう。もつとも、僧衣  
を着ていたとしても、有髮のままの、形はか  
りの僧にすぎない者が多かつた。小川氏は、

白雲宗を単に農民に支持された教団と規定されたが、その農民というのには、税役忌避を目的とした、浙西の大地主たちを主体とするものであった。もとより、大量の佃戸層も教団の隷属民として、その教団の存田の耕作必存の雑役に従事していたであろう。

右掲の諸記事はつづいて、白雲宗の不正を接収するため、中央から礼部侍郎高昉が派遣され、またその輔佐役として戸部令史蘇志道が選出されて、二年加のりでの「白雲宗の獄」

と処理したと記す。その結果、白雲宗が強奪  
し、といふ莫大村田盧贖産が没収され、多数の  
良家の子女が解放された、といふ。この獄の  
年次については、孫氏は11に7時に順徳忠献王  
哈喇哈<sup>孫</sup>当国し、公を遷して左司郎中と爲す  
とあることに注目し、哈喇哈孫が大丞相であ  
った成宗の大徳三年（一二九九）のころとして  
いる。さらに細かくいへば、哈喇哈孫が左丞  
相であったのは、大徳三年から六年、右丞相  
は七年から十一年の間であり（元史一二二）



その間に、曰元史四十一には、

七年七月丁丑、江南白雲宗撰所を罷め、  
其の田は例に依つて租を輸せしむ（又、  
同一七〇、尚文伝）。

十年正月戊午、江南白雲宗都僧録司を罷  
む。

との二記事がある。また別に、曰兩浙金石志  
一四「嘉興路儒学歸復田租碑」には、

大徳辛丑（五年）、前の建学教、古杭の  
沈公天佑、再公秀（州）の泮（学）に調

せらる。……又、嘉興大彭管田五十五畝、  
白雲宗の僧顧明浄の拠る所となり、耳阿  
九等に転售せらる。有司に移文して、究  
詰明白ならしむ。

とある。この碑は大徳八年（一三〇四）に建立  
されたのであるから、右の顧明浄摘発は同五  
年から八年の間のことである。これら白雲宗  
に対する一連の措置からみて、高昉の按獄も  
大徳七、八年のころと推測される。そして(1)  
に、結着に二年を要したとあるのは、十年の

白雲宗都僧録司の廢止は、按獄の終結を示すものである。

こうした白雲宗に対する取締りが大徳年間に行われた背景として、第一に、前節で述べた世祖から成宗への江南仏教政策の轉換が挙げられる。白雲宗の強力な外護者であった楊璉真加はすでに世祖の末年に死去し、大徳三年には彼が強奪して江南諸寺に冒入した佃戸五十余万を釈放する措置がとられていた（元史二〇）。また既成教団とくに禪宗が成宗朝に

たつて、宮廷との関係を密にした。こゝした  
情勢の変化に乗じて、既成教団創からの白雲  
宗批判が高まったことと想像される。

第二は、同じ時期に起こつた、有名な朱、  
張の籍没事件との関連である。この事件につ  
いては、すこゝに愛宕松男、藤野彪、植松正氏  
らの研究があるの<sup>(25)</sup>で、詳細はそゝらに譲り、  
事件のあらましだけと述べよう。もともと海  
賊であつた崇明島の朱清と平江嘉定の張瑄と  
は、元軍に投降して、その水軍の重要な地位

を占め、さうに江南と大都と結ぶ海運を独占  
 して、絶大な権勢と巨万の富とを蓄積したか、  
 大徳六年正月、江南の僧石祖進に不佞十事の  
 告発をうけて御史台の獄につたか、張瑄は  
 獄死、朱清は憤死し、瑄の仲子文虎は斬刑に  
 処せられ、その他の家族も遠流となり、兩家  
 の財産は籍没された。しかしゆが、朱、張  
 は反逆罪に問われたいわけではなかつた。極刑  
 をうけたも、ともたき理由は、<sub>L(26)</sub> 盈満<sub>L</sub> あ  
 まりにも富を蓄積しすぎた点にあつた。たか

ら「識者は之を冤とす」といひ、また當時、  
嘉禾の士人金方所は「朱張行」とつくつて之  
を悲しんだ<sup>(28)</sup>。そのほか彼らの功績や善行を讃  
える文章は少なくない。そのためであるか、  
武宗朝の至大三年（一三〇）十一月戊子、朱清  
の次子虎と張瑄の長子文龍とは許されてふた  
たが海運を掌り、籍没の宅一区と田百頃とか  
返還された（元史二三）。

ところが朱、張一族は、私財の一部を投じ  
て儒学<sup>(29)</sup>、城隍廟<sup>(30)</sup>、天妃宮<sup>(31)</sup>などの造営を行い、

地元の文化事業にも貢献するところがあった。  
 仏教についても、寺院を修建した<sup>(32)</sup>ほか、平江  
 路の磧砂延聖寺に行つた大蔵經（磧砂蔵）開  
 版の施主となつたことは注目される。磧砂蔵<sup>(33)</sup>  
 の開版は南宋の紹定三年（一二三一）ごろに始  
 まつたが、南宋末の大火で一旦中断し、大徳  
 初年から再開された。そのうちの大徳三年十  
 一月に刊刻した日大乗大方等日蔵經四卷第四  
 （虞四、景印本第九四冊）の題記末尾に、

大檀越前湖広安南等処行中書省參知政事

張文虎

とあり(34)大方等集賢護經目卷第三(八)罪七、

一〇〇)等(35)の題記には、

中奉大夫江浙等処行中書省參知政事張文  
虎、發心施財、恭入

平江路磧砂延聖寺、雕刊 大藏經板、永

遠疏通、所集殊因、祝延

聖壽万安、 歲次壬寅大德六年二月 日、

提調刊經僧 曇瑞 謹題

とあって、張瑄の次子文虎が開版の大檀越と



ばっている。とくに後者の大徳六年二月とい  
 うのは、石祖進の告発をうけて御史台が捜査  
 に乗り出した時にあたり、これは恐らく張文  
 虎が残した最後の記録である。この時、聖壽  
 万安を祈った彼が、一年後には処刑されたお  
 り、そゝに運命の皮肉を覚える。一方、朱清  
 の題記は日一字仏頂輪王經 卷第五（糸七、  
 一九五）等(36)にあり、いかにも大徳五年九月のも  
 のである。

大元国、淮東道、揚州路、崇明州、崇明

沙、道安鄉、道安里、黃家符上殺

元居、今寓浙西道、平江路、崑山州、惠  
安鄉、二十七保、太倉住坐、奉

仙資總太夫、大司農、河南江北等處行中  
書省左丞朱文清、同男顯祖、

處、旭、明、國珍、家眷等

所伸情旨、謹發誠心、命工刊造

大藏經板一千卷、捨入平江路、陳湖、磧、  
沙延聖寺、永遠流通、所集

福利、端為祝延

皇帝聖壽万安、雨順風調、時和歲稔、次冀文

清府門昌盛、庶事吉祥、

四恩等報、三有均資、法界勞生、齊成仏道、

大徳五年辛丑九月 日

謹題

この題記によつて、朱清が実は朱文清であること、彼のもとの住地と現住所、彼の五子の名など、他の資料にない記録がみられ、これは朱清はに關する貴重な資料の一つである。

ともあれ朱、張の獄は白雲宗の獄とほぼ同時に起つており、兩者には何らかの関連が

あつたように思われる。白雲宗教団を支えた  
のは浙西の豪民であり、浙西の大富豪朱、張  
も熱心な奉仏者であつた。また白雲宗の教線  
は、水碓のみならず平江路まで延びていた<sup>(37)</sup>。も  
つとも両者を結びつける明白な資料は見出せ  
ないし、延聖寺も白雲宗とは関係なく、この  
寺を開創した寂室師元禪師といふのは、大  
いに蓮宗を闡いたし（吳都怪乘六中）白蓮宗  
の僧であつた。したがつて両方の獄を一つに  
ものともみることはできぬいか、両者は少なく

とも浙西の大富豪集団という点で共通するところがあった。それかほほ同時に摘発されたということとは、このたぐいの元朝の目的か、富豪集団の抑圧にあつたとみることもできる。

そして白雲宗の弾圧も、いわゆる邪教としておはなく、やはり「盈満」の故であつた。

なお磧砂蔵は、張文虎が施捨した大徳六年二月以後、行宣政院に使はれ張闔の同十年正月一日までの間の題記がない。その空白は明らかに朱張、白雲宗両獄の影響で、刊刻が中断

されたこととを示すものである。しかも再開後  
は、行宣政院使の張闡が勸縁都功德主となり、  
前松江路僧録の管主八Gu Chiu-paが提調大蔵  
経板（総責任者）となって刊刻を進めており、  
積砂蔵の開版はいわゆる官營の事業に変わったと  
いえる。また大徳十年正月といえは、白雲宗都僧  
録司が廃止された時でもある。ここにも白雲  
宗の終結と宗教行政の転換と読みとることに  
おこさよう。

その後、武宗が立つと、白雲宗は朱、張よ

りも一足先に復活し、至大元年（一三〇八）白雲  
 宗撰所がふたたび立てられ、その長官には  
 秩二品が授けられ、属官三員が置かれた。つ  
 いに同二年、杭州白雲宗撰所を罷去とあるの  
 は、小川氏が指摘するよりに、その役所が杭  
 州大普寧寺から湖州路歸安県大慈隱寺に移さ  
 れたことを意味するのである。<sup>(38)</sup> 同四年には、  
 白雲宗總撰が統べる江南の有叡の僧を還俗せ  
 しめる措置がとられた（以上、元史二二三―二四）。  
 このような規制は行われたものの、仁宗朝

の延祐二年（一三一五）には、時の総攝方ぬわ  
ち白雲宗主沈明仁は榮祿大夫、司空を授けら  
れ（元史二五）、この教団は絶頂期を迎えた。

しかしこれに対して馬祖常は、沈宗攝のよう  
な雜人に司空位を授けらるゝとは後世の物笑  
いになると反対した。<sup>(39)</sup> こうした反対意見が多  
かったからである。同四年には、沈明仁が  
佩かるころり司空印を公文書に捺すことを  
禁じ、やめて彼の爵位そのものも追奪した。

そして六年十月乙卯、中書省臣の上言により、



彼が強奪した民田二万頃を取り上げ、誑誘した民十万人を還俗させることも、沈明仁を取調べて不佞の数々をあはき（元史二六）、翌七年ついに明仁は白状して罪に服した（同二七）。この時、明仁は弟子沈崇勝をひそかに京師にやり、要路に賄を贈って救援を求めたが果たせず、崇勝も治罪された（同）。

沈明仁の不佞行爲について、曰元史には具體的事例を挙げておらず、劉基曰誠意伯文集六「前江淮都轉運塩使宋公（文瓚）政績記」

に、  
おおよそつきのよくな記述がある。

宋公が浙西経歴であつた時、ある日出  
遊して、兵卒に牽引される一囚人に出会  
つた。囚人は公を見ると地に伏して無実  
を訴えるので、わけを尋ねると、囚人は  
楊信という湖州の農民であつて、農耕に  
励んでいたが、突然、浙東から来たとい  
う兵卒に強賊のかどで捕縛されたといふ。  
そこで公は役所に再審せしめたところ、  
実は豪僧沈明仁なる者が楊信と田のこと

で争い、罪を捏造して楊信を死に追いや  
 ろうとしたことが判明したので、その僧  
 を海南に流した<sup>(40)</sup>。

この豪僧沈明仁というのは、係争の相手は湖  
 州の農民であるから、同じく湖州歸安県大慈  
 隱寺に住持する白雲宗主の沈明仁に相違ない。  
 また黄潛曰金華黄先生文集卷三四「青陽県尹  
 徐君（泰亨）墓誌銘」に、

行中書者は君を歸安県典史に署した。

白雲宗の僧沈某は名爵を冒り、<sup>おそぼ</sup>その勢い

は官府を凌いだ。彼のたくらみを知る者  
二人がいたので、彼はこれを消そうとし  
た。二人の仇家が隣女を取ろうとして果  
たせお、殺して屍体を桑林中に棄てた。  
事が突覚すると、陰かに口実を設けて二  
人を拘引し、彼らに殺人の罪を着せた。  
君はその冤を直そうとしたが、吏は「こ  
れは忱公の意向であるから、だれも拒む  
ことはできない」といつて聞かぬ。そ  
こで君は群吏を前に立たせて、「吾は」

二人を山濫殺して人に媚を売ることばひ  
きたいしと語つた<sup>(41)</sup>。

とあり、この沈某も沈明仁にほかにない。  
とちうの話も、沈明仁が地元の州県官吏を願  
使して、自分に都合の悪い人物を無実の罪を  
着せて死地に置こうとした事件である。可元  
史に記す彼の不法というのも、おおおねこ  
の種の世俗的な悪事であつて、<sup>丁</sup>邪説の宣  
布などの理由によるものではなかつた。こ  
たかの弾圧は大徳時に比して、より徹底した

ものであったとみられるが、その弾圧理由は  
小と変わるところはなかつた。つまり白雲  
宗は、同じ理由によって幾度も弾圧を受けて  
いたのである。

#### 四、白雲宗の行方

延祐の弾圧によって、白雲宗主沈明仁は流  
罪となり、教団の財産は没収された。小川氏  
はそこでこの事件により白雲宗徒は淘汰さ  
れ、僧尼はすべて民籍にかへされ、宗門解散

のやむなきに至った。この禁令施行により元代の白雲宗は全くその社会的地位を失ひ、今後世に行はれても禁断の邪宗門として地下に潜行し、元末明初に至るのである。(42)と述べているが、これは当たらない。

先ず、この時に僧尼かすべて民籍にかえされたというのは、曰元史五二七の延祐七年二月丁卯条に記す

詔して江南の冒みかりに白雲の僧と爲る者を籍して民と爲さしむ。

の文に拠るものであるが、還俗せしめら小た  
のほ「冒に白雲の僧と爲る」者であつて、す  
べこの白雲宗僧とは記されてない。さらに  
この事件から一〇年経つた至順元年（一三三〇）  
九月丁未の条に、

至治の初、白雲宗の田を以て、壽安山寺  
に給して永業と爲さした。是こに至つて、  
僧沈明琦以て言を爲す。旨有りて、中書  
省として之を改正せしか（元史三四）。

とあり、至治初（一三二一）に没收した田土を、



朝廷はこの時返還してゐる。宗門を解散して  
 禁断の邪宗門となつていたとすれば、このよ  
 うなことはありえない。

そればかりでなく、かつて白雲宗の本山で

あつた杭州南山大普寧寺は、泰定二年（一三三二

四）に日景徳伝燈録<sup>(43)</sup>を刊刻し、古山道安が出

自した湖州路吳興の妙嚴寺でも、泰定二年（

一三三五）から至順三年（一三三三）まで、日大般若若

経<sup>(44)</sup>日華嚴経<sup>(44)</sup>日大宝積経<sup>(44)</sup>等を校勘刊刻し

てゐる。しかも両寺の住持や耆旧僧らの名に

は、明月、明実、明洲、明秀と、すべて「明」の一字をかついている。小川氏が指摘するように、白雲宗の僧名は、道安の直弟子が如字と、孫弟子が明字をつけたのであるから、大善寧寺、妙嚴寺には依然として白雲宗の僧、道安の孫弟子が居住し、公然と仏典刊刻を行っていったのである。

さらに前章でも掲げた黄潛「済南高氏」の「先塋碑」(文集二八)に、

嘉興路総管治中を授けらる。時に列郡方

に祠を作り帝師を奉ず。凡そ材用を<sup>そと</sup>庀え、  
 匠傭を召すは、一に民力より出づ。公（  
 高仁）独り淳屠氏の白雲宗に籍せらる者  
 に諭して、其の役に任せしむ。

とあり、高仁は白雲宗徒に帝師殿の建築を任  
 ねた。各路に帝師殿を建てしめたのは至和元  
 年（一三二一）すなわち秋明仁ら加罪せらる小長  
 聖年に始まる。<sup>(約)</sup>といふことは、延祐の弾圧に  
 よつても白雲宗教団そのものは解体せず、社  
 会的活動もそのまま続けていたことを物語る。

した。かつて、至順元年の記事に拠りこの宗は  
ほぼ元末まで連綿として存続したとする孫氏  
の見解の方が正しい。

元末、浙西地方は吳国張士誠の拠るところ  
となり、ついで一三六七年、吳王朱元璋がこ  
れを滅した。吳国治下での白雲宗の状況は分  
かりにくい加、明の版図に入ると、これは白蓮  
社、明尊教（マニ教）などとともに邪教の一  
と目されることになった。明太祖実録五  
三、洪武三年六月甲子の条に、

中書省臣等奏すらく、又、天神地祇を塑  
 画することとを許さず、及び白蓮社、明尊  
 教、白雲宗、巫覡、扶鸞、禱聖、書符、  
 呪水の諸術は、並に禁止を加うれば、  
 庶幾すらくは、左道興らば、民に惑志無  
 からんと。詔して之に従う。

この邪教禁令は後に曰大明律に一一、礼制  
 の項に入れられて、行用された。しかしその  
 後、邪教として史籍に現われるのは、弥勒教  
 であり白蓮教であつて、白雲宗の活動を伝え

る記録は存しないようである。したがって白雲宗は、明代にはすでに消滅していたとみなければならぬ。

元朝の度重なる弾圧にも揺るがなかったこの教団が、明初以後、まったく姿を消してしまつたのは、どういふ理由によるのであろうか。この点は今後の検討に待たねばならないが、一つ考えられることは、漢武帝による浙西富民抑圧策―なかんずく彼の故郷である鳳陽（安徽）等への徙民策―の影響である。この抑

圧政策によって、江浙の「富民豪族は、剗削  
 されて殆んど尽くしといわれた。<sup>(40)</sup> 上述のごと  
 く、元代白雲宗は浙西富民の教団であつた。  
 その存立基盤を失つてしまへば、教団もまた  
 解体消滅せざるをえない。邪教として禁圧さ  
 れるまでもなく、白雲宗は明初に浙西豪民と  
 運命を共にしたと推測されるのである。

白雲宗の教説や教団機構等については先学  
 の研究があるのを、本稿はその政治的社会的

背景、とくに元朝の江南支配政策との関連に  
おいて一、二の問題を考察した。要するに、  
白雲宗は元代を通じて国家公認の教団であり、  
内実は浙西の豪民教団にほかならなかつた。  
したがつて、その元代における教勢の消長は、  
元朝の江南宗教政策ないしは浙西豪民対策と  
深く関わつていた。幾度も弾圧をうけたが、  
その理由は世俗的財富と権勢の問題であつて、  
邪説の宣布、秘密の結社だといつた邪教括  
動によるものではなかつた。その点で、白雲



宗は、白蓮宗、白蓮社などとは大いに性格を異にした教団であった。